〇総務省令第八十五号

電 気 通 信 事 業 法 昭 和 五. + 九 年 法 律 第 八 + 六 号) \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 電 気 通 信 主 任 技 術 者 規 則 等 \mathcal{O}

部 を 改 正 す る 省 令 を 次 \mathcal{O} ょ う に 定 8 る

令和二年九月七日

総務大臣 高市 早苗

電 気 通 信 主 任 技 術 者 規 則 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令

(電気通信主任技術者規則の一部改正)

第

線 に に は 同 掲 破 ľ 掲 と 条 次 げ 線 げ 1 \mathcal{O} う 重 第 電 る る で 対 下 囲 気 対 を 線 付 象 象 W 表 通 だ 規 規 を は 及 信 L 含 定 定 部 又 び 主 で 第 任 改 む で 分 は 改 \mathcal{O} 改 正 破 技 正 ょ 線 表 術 正 前 以 う 下 前 欄 に 者 後 で ک 欄 に 欄 に 井 ょ 規 掲 改 に に 則 \mathcal{O} W ŋ ک $\sum_{}$ げ だ 条 \Diamond れ 部 n に 昭 る 改 に 改 分 和 12 対 お 正 対 を 象 六 対 1 正 前 応 ک 応 前 欄 + 規 7 す す 定 同 欄 れ 12 年 る を ľ る 及 掲 12 郵 改 び げ ŧ £ 順 政 改 次 省 \mathcal{O} 正 \mathcal{O} る を を を 正 対 規 令 後 掲 付 後 応 定 第 掲 欄 げ 欄 す げ に L \mathcal{O} 7 た + 7 撂 に る 傍 げ 対 線 1 1 規 改 七 号) な 定 応 な る 正 下 1 1 対 L 後 以 7 象 欄 線 ŧ ŧ \mathcal{O} 撂 \mathcal{O} 規 下 に を \mathcal{O} げ は 定 含 は 掲 部 لح げ \mathcal{O} る を む ک L そ 条 次 る れ 7 れ 12 規 \mathcal{O} 以 \mathcal{O} を 標 下 を 移 お 定 ょ 加 う 動 削 1 記 \mathcal{O} え り、 7 L 部 傍 \mathcal{O} に る。 線 条 分 改 に 改 改 対 を に 正 象 付 す 正 正 お る。 後 規 重 前 11 L 欄 傍 又 欄 定 7

総務大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認める者 る教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において電気通信工学に関する学科を担当す。	の 修めて卒業した者であつて、電気通信技術に関する業務に十年以上従事した経験を有するも旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において電気通信工学に関する学科を二 学校教育法による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)若しくは高等専門学校、[一 略]	こととする。 第四十七条 法第七十六条の総務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者である(試験員の要件)	[略]	[削る] [イ 略]	二)線路主任技術者資格者証()に略)	■ 「F」一 「F」ー 「下ー 「ー 「<th>ロ 伝送交換設備及び設備管理</th><th>[削る] [イ 略]</th><th>一 伝送交換主任技術者資格者証</th><th>について行う。</th><th>(試験科目)</th><th>改 正 後</th>	ロ 伝送交換設備及び設備管理	[削る] [イ 略]	一 伝送交換主任技術者資格者証	について行う。	(試験科目)	改 正 後
二 総務大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認める者 [新設]	이 등 [める 第四十七条 [同上]	(17年 17年17年) 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「順上」 「順上」 「同上」 「同上」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一	ロ 専門的能力 【イ 同上】		- -	「同上」 「同上」 伝送、無線、交換、データ通信及び通信電力のうちいずれか一分野に関する専門的能力	ロ 専門的能力 Iイ 同上]		科目について行う。 科目について行う。 国家試験は、次の各号に掲げる資格者証の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる試験		改 正 前

3	科目	る対験	科別	車計	が受けます			別表第三号(術者係る	土仕技合証に	線路上資格製をもののものの			交換主資格格 資格者もの		科目合格し			
略	「略」	電気通信システム		略	[略]		分	(第十一条第一項関係)				注 規	線路設備及び設備管理	電気通信システム	17.37	本 本 本 本 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	伝送交換設備及び設備管理	電気通信システム	科目合格している試験科目	NI SEE THE		(= \2
						按	云差交换受験者が				_			0				0		試験科 <通信	アイ	
0		0		0		格者証	云美交換主壬支ក者資 受験者が現に交付を受け										0			設備管公交換		伝送交換主任技術者資格 者証に係るもの
	1					-	' - け				(0			()				î	法規	
						; ;	泉路主手							0				0	ソベ	《通信	テム電気	線路主任に係るも
0		0			0	証	泉路主壬支析者資格者でいる資格者証の種類						0						なび	管理品設備の	設備線路	線路主任技術者資格者証 に係るもの
1 11						,	種格類													Š	法規	格者
						,	首				L											Ħ
	科目	る試験	2 食月	の重川の重川駅	うち、大きのできます。		的 ·	別表第三号	ಲ	技術がに保る	EHI在 各地間	4年		衆主任俗者証の	 	TC¥	科目合格し					
		験。		つ重川 「司上」	うば 策 [同上]		玄 分	別	ಲ	技に線路設備及び設備管理	EHI在 各地間	 		竹者証	工	TC¥	科目合格している試験科目					<u> </u>
		験専門的能力		野「司	ず同			別表第三号(第十一条第一項関係)	ಲ †	線路設/	■■	線資も 電気通信システ	ก	者 伝送交		伝術係 電気通信システ	合格している	71 X		以繁科		名孫十
i		験専門的能力		野「司	ず同			別表第三号(第十一条第一項関係)	ಲ †	線路設/	■■	線資も 電気通信システム	ก	者 伝送交		伝術係 電気通信システム	合格している試験科目	アスト				名孫十
[同上]		専門的能力 電気近信ミンラン			ず同			別表第三号(第十一条第一項関係)	ಲ †	線路設/	■■	線資も 電気通信システム	ก	者 伝送交		伝術係 電気通信システム	合格している試験科目 ム 力 理	笳	信ツ色	気 通:	画工	兔 伝送交換主任技術 除 格者証に係るもの
[同上]		専門的能力 電気近信ミンラン			ず同	格者証	自	別表第三号(第十一条第一項関係)	ಲ †	線路設/	■■	線資も 電気通信システム 〇	ก	者 伝送交換設備及び設備管理		□ 伝術係 電気通信システム ○	合格している試験科目 カ 垣 規	"影會"	信かめ、金田の大田の大田の大田では、「一本人である。」	気 通い門に交換設	車 伝 法	免 伝送交換主任技術者資 除 格者証に係るもの
同上		専門的能力 「電旁近信ミフラフ (格者証	自	別表第三号(第十一条第一項関係)	注規	線路設/	■■	線資も 電気通信システム	活想	者 伝送交換設備及び設備管理		伝術係 電気通信システム	合格している試験科目 ム 力 理	笳	信ツ色	気 通い門に交換設	車 伝 法	免 伝送交換主任技術者資 除 格者証に係るもの
		専門的能力 電気近信ミンラン			ず同	格者証		別表第三号(第十一条第一項関係)	注規	線路設/		線資も 電気通信システム 〇	活想	者 伝送交換設備及び設備管理		□ 伝術係 電気通信システム ○	合格している試験科目 ムカ 埋 規 ム カ	能の設備等となって、ストールを出る。	后 的 深风癬	気 通い門 大変換影	電 専 伝 法 電 専 洪	免 伝送交換主任技術者 除 格者証に係るもの

	別																						別
証	別表第五号(第十二条第一項関係)	[2 略]	性、デジタル第一種、	第一項の規定により、	担任者規則の一	り、	注1 電気通信主任技術者規則等の			法規	線路設備及び設備管理	管理する	試験科目 云美交換设備及び设備 免除する 電気通信システム		試験の種 格者証に係るもの 伝送交換主任技術者資				<u>x</u>				別表第四号(第十一条第二項関係)
経年 開に関する 用に関する 開き業者の事 信シス 換 設 備管理 の			デジタル第二種及びアナログ	なおその効力を有するものとされるアナログ第	を改正する省令	なおその効力を有するも	一部を改正する省令(令和							· 1	0			ル通信及び総合通		_	工事担任者資格	受験者が現に有する資格	
理設備線 理設備線 所及改 管び法 ⑥	免除する試験科目		デジタル総合種を含む。	とされるアナログ第一種、	(平成十七年総務省令第七十八号)	のとされるAI第二種及	和二年総務省令第八十五			/			0	0	0	_	及び第二級陸上無級陸上無続技術士	了第	海;	級は	無線従事者資格	有する資格	
			er,	、アナロ		びDD第	号) 附則																
					, · · •	21.1	7.1																
証者主伝類者いを現受 資任送 証の資けで 格技交 格技交 種格 を表技線 のる受	別表第五号(第	2			,	_	注 1 工事				試験科目	免除する	別	試験の種									別表第四号(第
資格者が (係る者が (係る者が (係る者が (係る者が (係る者が (係る者が (係る者が (係る者が (係る者が (係る者が (係る者が (係る者が (係る者が (係る者が (係る者が (係る者が (係る者が (係る者が (係る者が (係る者が (係る者が (係る者が (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (のした) (oした) (oしc) (oしc) (oc) (oc) (oc) (oc) (oc) (oc) (oc) (表第五号(第十二条第一段	[2 同上]			、デジタル第一種、	一項の規定により、	注1 工事担任者規則の一部を改正	法規	線路設備及び設備管理	管理 伝送交換設備及び設備	Ħ	る		試験の種 格者証に係るもの 伝送交換主任技術者資				区分					別表第四号(第十一条第二項関係)
で交付 (後、電気通信事業者の事に交付 (線路設備に二年以上 (指技術 技術者資 線路設備に二年以上 (指送交換 線路主任 線路設備に二年以上 (指送交換 線路主任 線路設備に二年以上 (指表者 格者 証に 導監督的実務経験一年以 (保るもの) 上を含む。)	表第五号(第十二条第一段	[2 同上]			、デジタル第一種、	一項の規定により、	注1 工事担任者規則の一部を改正する省令	法規	線路設備及び設備管理	管理 伝送交換設備及び設備	Ħ	る		種る		· A · A	D I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	分 O A	AI第一	格	工事担任		別表第四号(第十一条第二項関係)
で大付 (後、電気通信事業者の事信シス能質格者 格者 証に 導監督的実務経験一年以上 (指 後、電気通信事業者の事信シス 能験者が 接	表第五号(第十二条第一段	[2 同上]			、デジタル第一種、デジタル第二種及びアナログ・	一項の規定により、なおその効力を有するも	注1 工事担任者規則の一部を改正する省令(平成十七	法規	線路設備及び設備管理	管理 伝送交換設備及び設備	Ħ	る 電気通信システム		極格者証に係るもの 伝送交換主任技術者資	》	A	D第二種	分	第一種、		担任者次		別表第四号(第十一条第二項関係)
資格者が	表第五号(第十二条第一段	[2 同上]			、デジタル第一種、デジタル第二種及びアナログ・	一項の規定により、なおその効力を有するも	注1 工事担任者規則の一部を改正する省令(平成十七	法規	線路設備及び設備管理	管理 伝送交換設備及び設備	Ħ	る 電気通信システム ○	証に係るもの線路主任技術者資格者	極格者証に係るもの 伝送交換主任技術者資	》	A I I D	D第二種	分	I 第一種、 第一級陸上		担任者資		別表第四号(第十一条第二項関係)
受けて		[2 同上]			、デジタル第一種、デジタル第二種及びアナロ	一項の規定により、	注1 工事担任者規則の一部を改正する省令(平成十	法規	線路設備及び設備管理	管理 伝送交換設備及び設備	Ħ	電気通信システム○○○	証に係るもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	権 格者証に係るもの) 総合種(注 1 技術	A I · D D 二級陸上	D第二種	分 AI第二種、 線技術士 線通信士	Ⅰ第一種、 第一級陸上無 第一級総		担任者資	受験者が現に有する資格	別表第四号(第十一条第二項関係)

も証者主伝 のに発任送 係格技交 る者術換		のる受種試験別験す	/ 区分	別表第六号(格技線 者術者 証 者 主 資 任
卒業した表 学科を関 いて電施と記して を関 り で り り り り り り り り り り り り り り り り り	(短期大学を もくは旧大学 となる大学 を教育法若	学 歴		第十二条第二項関係略]	もの 経済を 経済を 経済を 経済 を 経済 を 経済 を 経済 を 経済 を を に に に に に に に に に ら に り に り に り に り に り
を含む。) を含む。) 年以上 保送交換設備に	卒業後一年以上電気通信設備に	実務経験年数関する卒業後の信設備の工事、の事業用電気通信事業者電気通信事業者	受験者の経歴	関係)	年以上を含む。)年以上を含む。)年以上を含む。)
0	0	テ信電 ムシス ス通 備及換伝	在		©
0		備及換伝 管び設 理設備 変 理設備線	免除する試		0
		備及路 管び設 法	験科目		
		規			©

					别		
も証者主 の に 資 係 格 お る 者 術	£ 送 支 交		のる試験す]	別表第六号(注:	格技組者活出者
卒学工い教とれじ 業科学で育認と したをに電施め同) 除 () () () () () () () () ()	こく校 には教 日育	学歴		の 受験者の 受験者の (第十二条第二項関係	一同上	もの に係者 係者 年 (に依者 に係者 に依者 に依者 になる になる になる になる になる になる になる になる
てる信おる上こ を務に 会経指業 む。 験導後	在送交換設 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		実務経験年数関する卒業後に設備の工事	の事業用電気通信事	験者の経歴 項関係)		以上を含む。) 以上を含む。)
上実上	0	0	のに ` テ	通信シスの			経験一 ②
0	0			能専門的	免 除		0 0
0			管び理設	1佣 父	する 試験		0
			備	2114	目		
				規			0 0

た施め同又よ中	教若よ学	しつ前専へてる信おる上れ門校校はむ前	専へよ学
者を卒業もした。	学く高教 では等な では で で で に 等 を に り に り に り に り に り に り に り に り に り に	者は課職法業科学て育認と校に旧等)課 、程大にしをに電施め同又よ専事若程 修に学よた修関気設ら等はる門門しを 了あのる者めす通にれ以こ専学学く含	学よ大法 のる学に
上を含む。)上を含む。)	卒業後四年以上電気通信設備に	を含む。) 会報験一年以 を選後 の に を の に を の の に の の の の に の の の の の の の の の の の の の	卒業後二年以上
0	0	0	0
0		0	

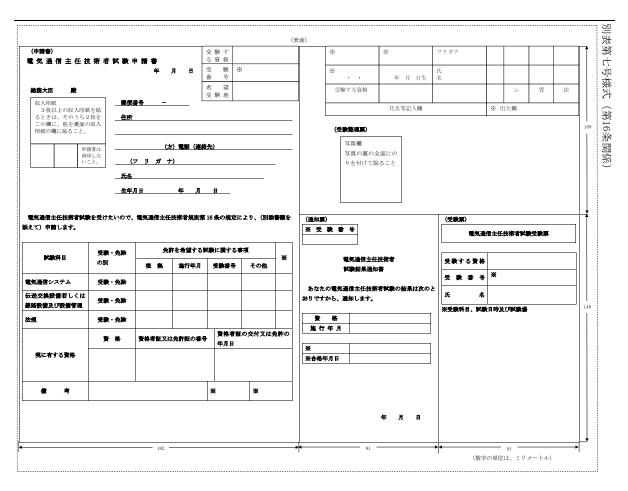
0			0		
0	0		0	0	
0	0	0	0	0	0
上を含む。) 上を含む。) 中級経験一年以前導監督的	伝送交換設備に 卒業後十年以上 伝送交換設備に	卒業後四年以上電気通信設備に	- A	卒業後五年以上伝送交換設備に	卒業後二年以上電気通信設備に
 た者を施設を卒業といる。とれる中等以上ととなる。というでは、これらとなる。というでは、これらとなる。というでは、これらどのできる。これは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、こ	等学校令に旧等	る高等学校校教育法に	煮は課職法業科学で育認と校に旧等) 、程大にしをに電施め同又よ専専若程修に学よた修関気設ら等はる門門しるであのる者めず通にれ以こ専学学会会	門職大学の同法による	る短期大学校教育法に

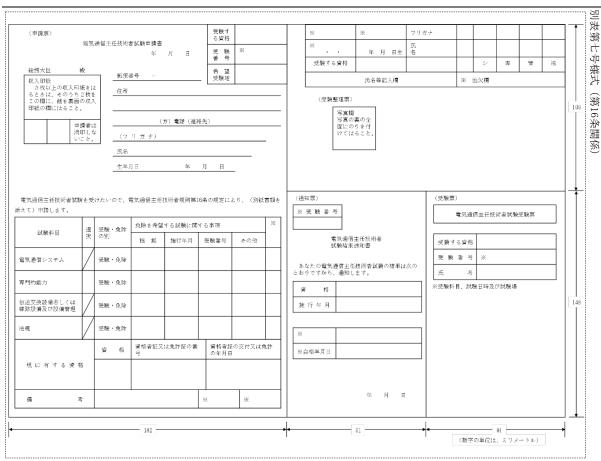
	係格技線		
	る 者 術 路 の 証 者 主		
	りの証者主		
	に資任		
者は課職法業科)工信おる	上れ門校校はむ前専へよ学	てるむ土気	設ら等又令し学
程大にしをに子上い教	とら学令、高。期門同る校認と校に旧等)課職法短教	学 学 「木 連 業 対) エ 侵	にれいないない。
修に子よに修渕を子し月	認と校に口等 課職伝短教め同又よ専専若程大に期育	一	わる上しよは教
一 」ののる有のり百へ电池	ら等はる門門しを学よ大法	した た を に 学工 者 修 関 を 学	い教とれる旧育 て育認と大大法
たて期門同卒学。木通に	れ以こ専学学く含のる学に	者にある。	電施め同学学若
以的以たを学後線	************************************	し守したむ労盗領	○ 坐 ⇔ + ☆ 暈
上実上者修に八路	以し科工業気	Lを含む。) 大務経験一年督 と修めて卒業学に関する学 を含む。) 年督	以し科工業気
上実上者を修開している。	上たを学後通	含経指はめ関年設	上たを学後通
	者修に二信	む験導七てすへ備	者修に一信
・映导一半る工に	はめ渕年設	一監年卒る土に	はめ関年設
○一監年業学木卒			
年督ごし科工業	年卒る土に	以的以し科工業	年卒る土に
0	O	O	O
\circ		\circ	

		係格技線 る者術路			
		む証者主			
F		に資任			
者は課職法業科) 工信おる) 、程大にしをに学工い教	上れ門校校はとら学令、高			てるむ土気設	ら等又令し学 れ以はにく校
を は	認と校に旧等	一課職法短教		業科 ン工信お	る上こよは教
了あのる者めす含へ電施	め同又よ専専	若程大に期育		した を に 学工い 者 修関 を 学工 て	教とれる旧育
しつ前専へてるむ土気設 たて期門同卒学 °木通に	ら等はる門門	しを学よ大法		者修関を学て	教とれる旧育 育認と大大法 施め同学学若
以的以たを学後線	したお学谷娘	一 类 学 未 太 重	上実上たを学後線	したお学浴館	一業学木卒電
	者修に五路	以し科工業気	Teeston Carlo Response To Ca	者修に三路	以し科工業気
上実上者修に八路を務(はめ関年のでは、1000年) と	はめ関年設	上たを学後通	百経指はめ関年設む験道とです。	はめ関年設五てすへ備	上たを学後通
含経指十です 経 経 導 一 卒る土に	年卒る土に	はめ関年設	一 監 年 卒 る 土 に	年卒る土に	はめ関年設
一監年業学木卒	* 業字木华	四てすへ備	牛督 莱字木华	〒 莱 字 木 쑤	二てす(備
年督ごし科工業	以し科工業	年卒る土に	以的以し科工業	以し科工業	年卒る土に
\circ	0	0	0	0	0
	\circ				
	O				
0			0		

Ì		
佫		
	者 と	校、日 学校 卒業後四年以上育法に 電気通信設備
	を務へ業	ーーに
	0	0
	0	
- 1		

主		
司		
Ė.		
た施め同又よ中	教若	
者設ら等はる等 をれ以こ中学	育し	る校高教
	校は	等育
業教とら学令	`中	学法
し育認と校に	旧等	校に
(名) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3)	後線士路	卒業後
。一 監 六 設	年設	業後四年以上気通信設備
年督年備	上備	四年以
以的以に 上実上卒	以上に卒	以前
を務へ業	業	上に
O	0	0
0	0	
	/	/
	/	/
U		

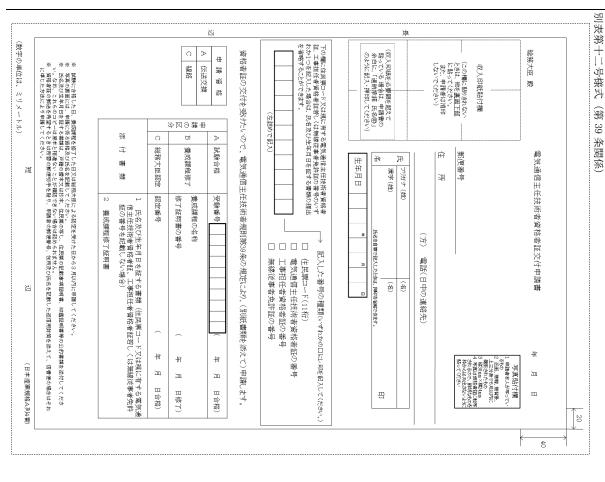


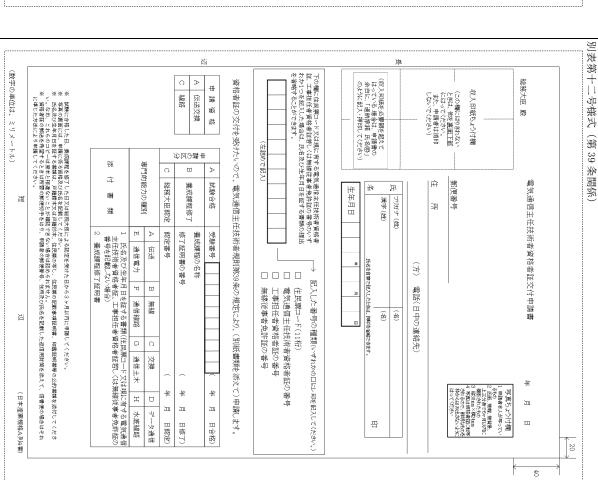


5 受験整理票に <u>貼る</u> 写真は、申請前 <u>6月</u> 以内に撮影した無帽 縦30ミリメートル、横24ミリメートルのものであること。	4 [略]		2 [略]				[削る]	[注1 略]	[
、正面、 <u>上三分身</u> 、無背景の	<u>5</u> [同左]	<u>4</u> [同左]	<u>3</u> [同左]	土木-G、水底線路-H	伝送-A、無線-B、交換-C、データ通信-D、通信電力-E、通信線路-F、通信	すること。	$\underline{2}$ 選択の欄は、受験しようとする専門的能力の種別に対応する記号(次に示す。)を記入	[注1 同左]	[

				ŭ	加						
[注1~3 略]		上記のとおり	上記のとおり				事業所名		経歴事項		別表第八号様式(第16条関係)
	短	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 証明者住所 証明者氏名(名 称 及 したときに	上記のとおり相違ありません。			H K K	Q_{λ}	実 務 経	-		6条関係)
	辺	を証明します。 年 月 日 証明者住所 証明者氏名(名称及び代表者氏名。 したときは、押印を省略で	年月氏名			田圃	年月	験期間料		経 歴 証	
	(日本産	す。 <u>月日</u> (名称及び代表者氏名。自筆で記入 したときは、押印を省略できる。)	<u>川</u> (自筆で記入したときは、押印を省略 できる。)			田田田	年月	指導監督的実務経驗期間		明書	
	(日本産業規格A列4番)	天名。 自筆で 『略できる。)	こときは、押印			4	位・職名	络経験期間			
	***	で記入 印	7を省略 印				実務経験の 内 容				
				Ü	Дm				214		別表第
[注1~3 同左]		上記のとおりオ	上記のとおりおり				事業所名		経歴事項		別表第八号様式(第16条関係)
	街	相違ないことを証明します。 <u>平成 年 月</u> 証明者住所 証明者氏名(名	相違ありません。			手がいた。	0	実 務 経			条関係)
	延	を証明します。 年 月 日 証明者住所 証明者氏名(名 称及 び代 表 者 氏 名。 したときは、押印を省略で	平			四	年月	験 期 間		経 歴 証	
	Д Н)					四周	年 月	指導監督的実務経験期間		明書	
	(日本産業規格A列4番)	す。 <u>月日</u> (名称及び代表者氏名。自筆で記入 Lたときは、押印を省略できる。)	<u>月</u> 氏名(自筆で記入したときは、押印を省略 できる。)			4	地位・職名	務経験期間			
	4番)	で記入り	印を省略				実務経験の 内 容				

							· 新者養戏果宝 :	養成課程の種別	別表第十一号(第二十七				線路主任技術者養成課程				伝送交換主任技術者養成課程	養成課程の種別	別表第十号(第二十七条第六号関係)
[略]		線路設備及び設備管理	[略]	[略]		伝送交換設備及び設備管理	[略]	担当科目	(第二十七条第八号関係)	[略]	線路設備	電気道信		略]	伝送交換	電 気 道 信 シ ラ ラ		性別 授	第六号関係)
[略]	1	ている者線路主任技術者の	[略]	略	ē U		[略]	資格者	-		及び設備管理	電気遅信シブラム	ζ ζ Ξ		設備及び設備管理	シッラム		業科目	
		ている者線路主任技術者資格者証の交付を受け				受けている者伝送交換主任技術者資格者証の交付を		証の種類		[略]	四百二十五時間以上	三百時間以上	三言を引くこ	[略]	四百二十五時間以上	三百時間以上	言・	授業時間	
		港 万 記 利	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			有 有 著 凡言 和	· 一	養成課程の種別	別表第十一号(第二十		•		線路主任技術者養				伝送交換主任技術	- 養成課程の	別表第十号(第二十七
[同上]	線路設備及び設備	専門的能力	[回上]	[同上]	理送交換設備及	専門的能力	[同上]	担当科	-七条第八号関係)				成課程		г		者養成課程	の種別	(条第六号関係)
	備管理け	線	[[1	び 設 備 管		Г.	目	-	同上	[同上]	専門的能力	電気通信システ	[同上]	[同上]	専門的能力	電気通信システ	授業	
同上]	ている者	線路主任技術者資格者証	恒牛]	[同上]	を受けている者 を受けている者	芝 交奥主壬支持	[同上]	資格者記					A				4	科目	
	1	格			計	皆		証の		同上	三百時間	三百時	三百時	[同上]	三百時間	三百	三百時間		

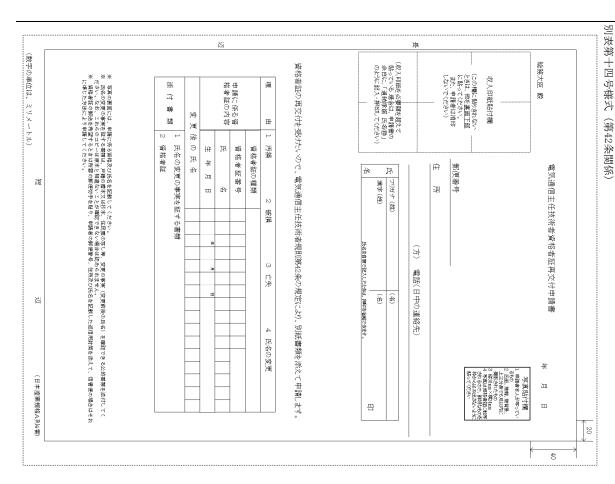


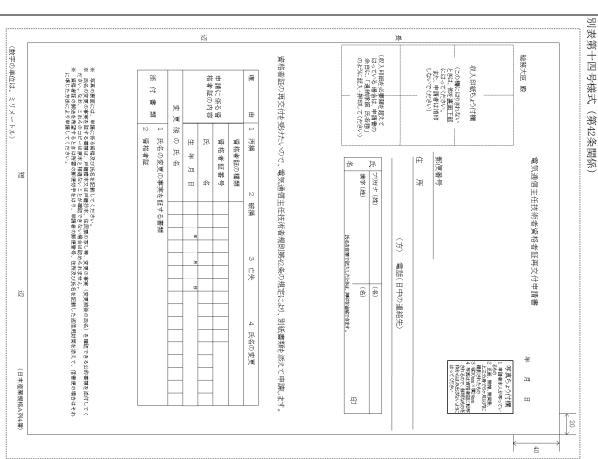


注1 生年月日は、次により記載すること。 (1) 年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRと記入すること。 [削る] [2・3 略] 2 て記入すること。 [(記載例)略] 年月日のいずれかの数字が1 \underline{m} の場合は、当該1 \underline{m} の数字の前に0を付して2 \underline{m} にし 4 専門的能力の種別の欄は、該当する種別の記号1つを〇で囲むこと。 5 [同左] (2) 年月日のいずれかの数字が 1 <u>けた</u>の場合は、当該 1 <u>けた</u>の数字の前に 0 を付して 2 <u>け</u> (1) 年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はHと記入すること。 たにして記入すること。 [(記載例) 同左]

4 [略]

注1 [同左]





[注 1 略]	[注1 同左]
2 申請に係る資格者証の内容の欄は、次により記載すること。	2 [同左]
[(1)・(2) 略]	[(1)・(2) 同左]
(3) 生年月日は、次により記載すること。	(3) [同左]
イ 年号は、明治は M 、大正は T 、昭和は S 、平成は H 、令和は R と記入すること。	イ 年号は、明治は ${f M}$ 、大正は ${f T}$ 、昭和は ${f S}$ 、平成は ${f H}$ と記入すること。
ロ 年月日のいずれかの数字が1 \underline{K} の場合は、当該1 \underline{K} の数字の前に0を付して2 \underline{K} に	ロ 年月日のいずれかの数字が 1 <u>けた</u> の場合は、当該 1 <u>けた</u> の数字の前に 0 を付して
して記入すること。	21/1たにして記入すること。
[(記載例) 略]	[(記載例) 同左]
[3・4 略]	[3・4 同左]
第二表 備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	心である。
改 正 後	
(講習の期間)	改 正 前
	の期間) 改正
第四十三条の三 [略]	条の三 [同上] 改 正
[略]	(同上) では、
·定にかかわらず、総務大臣が当該規定によることが困難又は著しく不合理である[略]	の期間) 、の三 [同上] 、改 正
は、総務大臣が別に告示するところによる。定にかかわらず、総務大臣が当該規定によることが困難又は著しく不合理である[略]	(条の三 [同上] の期間) の期間) 改 正

(工事担任者規則の一部改正)

第 掲 含 部 又 が げ 異 分 は 条 そ む 次 る な \mathcal{O} \mathcal{O} 破 \mathcal{O} る 線 工 標 以 ょ 表 対 う 事 象 下 で に ŧ 記 ک 規 部 に ょ 囲 担 \mathcal{O} 定 り、 は 分 \mathcal{O} 改 任 λ で 改 条 だ 者 が \Diamond 改 部 正 12 規 改 同 正 前 改 分 --- 正 則 お を 前 欄 前 \mathcal{O} 1 正 \sum_{i} t 昭 欄 に 7 前 欄 にこ 掲 欄 和 \mathcal{O} 同 れ に 六 げ ľ 掲 は 及 に 当 れ る び 順 げ + 12 改 年 対 該 次 る 対 象 を 郵 対 正 対 規 応 規 象 付 応 政 後 定 す 欄 定 規 す 省 L \mathcal{O} る 定 た る 令 を 12 傍 第 を 線 改 規 改 Ł 対 <u>二</u> 十 \mathcal{O} 改 定 応 正 正 〒 を 後 L 正 後 以 掲 欄 7 欄 線 八 後 号) げ 欄 下 掲 を 12 12 7 掲 ک げ 掲 含 12 げ \mathcal{O} る げ む \mathcal{O} 1 掲 な 条 そ る る げ 1 対 る 12 \mathcal{O} 規 以 部 標 定 ŧ 下 を 象 お ŧ 次 記 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 1 \mathcal{O} は、 定 て 部 傍 0 \mathcal{O} \mathcal{O} と ょ 分 線 条 ょ \neg に二 う う 対 を L に れ 象 に 7 に 付 お を 移 改 規 重 改 L 1 加 定 動 傍 又 7 正 め え 線 す は 同 る そ と 破 じ る $\widehat{\underline{}}$ **\ \mathcal{O} 線 改 う。 正 標 重 で 後 記 下 を 井 欄 部 線 ん 付 は だ に 分 を

総合通信	第二級デジタル通信				第一級デジタル通信	第二級アナログ通信		Arte de V	第一級アナログ通信	資格者証の種類	囲は、次の表に掲げるとおり及び工事担任者が行い、又は	項の工	
略	[略]			めしり	泉殳帯という。以下司ご。) こ常末殳間ル伝送路設備(デジタル信号を入出力と	[略]		を接続するための工事を接続するための工事及び総合デジ	ダ帯をいう。以下司ご。) こ器長殳備等を接伝送路設備(アナログ信号を入出力とする電	上事の範囲	する。 とができる端末設備等の接続に係る工事の	事担任者資格者証(以下「資格者証」という。)の種囲)	
AI・DD総合種	D第三種		D D 第二種		D D 第一種	AI第三種		A I I I I I	A I 第一種	資格者証の種類		第四条 [同上] (資格者証の種類及び工事	
[同上]	[同上]	するための工事を除く。 。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等にあつては、毎秒一ギガビット)以下のものに限	信設ネ号備	末設備等を接続するための工事を除く。するための工事。ただし、総合デジタル通信用設備にするための工事を除く。	言可象设備という。 よく司じ。 こよに设備ジタル伝送路設備(デジタル信号を入出力と	[同上]	で総合デルカ端末設備が通りで	送路設備に端末設備等を接続するためるための工事 工事及び総合デジタル通信用設備に端H	言可泉设備という。以下司じ。) こ端末设備等ナログ伝送路設備(アナログ信号を入出力とす	工事の範囲		争の範囲)	

「1」端末設備の技術 1 端末設備の技術の技術及び理論 2 電気通信の基礎 1 電気工学(電気回路、電子回路、論理回路)の基礎	気通信技術の基礎級デジタル通信	有線電気通信法及端末設備の接続に関	(4) 情報セキュリティの技術 (3) 接続工事の技術 (1) 端末設備の技術	ロ 端末設備の接続のための技術及び理論 (1) 電気通信の初歩 (1) 電気通信技術の基礎 「第二級アナログ通信	(4) 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)及びこれに基づく命(5) 情報セキュリティの技術(5) 情報(5) 表述(5) 情報である。 (5) 情報できる法規(5) 情報できる法規(5) 情報できる法規(5) 情報できる法規(5) 情報できる法規(5) は、50 情報を表見(5) は、50 情報	1	
(2) 電気通信の初歩(1) 電気工学(電気回路、電子回路、論理回路)の初歩イ 電気通信技術の基礎三 AI第三種	(4) 電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令(3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(2) 有線電気通信法及びこれに基づく命令	に基づく命令続に関する法規	(4) トラヒック理論 (2) 総合デジタル通信の技術 (1) 端末設備の技術	ロ 端末設備の接続のための技術及び理論(2) 電気通信の基礎(1) 電気工学(電気回路、電子回路、論理回路)の基礎(二 AI第二種)	·	(2) 総合デジタル通信の技術 (1) 電気工学(電気回路、電子回路、論理回路)の基礎 (2) 電気通信技術の基礎 (2) 電気通信の基礎 (3) 電気通信の基礎 (4) 電気工学(電気回路、電子回路、論理回路)の基礎	ー AI第一重 科目について行う。 科目について行う。 科目について行う。

(1) 端末設備の技術 (3) 接続工事の技術及び施工管理 (5) 情報セキュリティの技術 ネットワークの技術 (2) 端末設備の接続に関する法規
(3) 接続工事の技術及び施工管理 (4) (3) 不正アクセス行為 (4) 電子署名及び認証 (5) 有線電気通信法及 (7) 有線電気通信法及 (3) (2) (1) (4) (3) (2) (1) 総合通信 端末設備の接続に関する法規 電気通信技術の基礎 端末設備の接続のための技術及び理論 端末設備の接続のための技術及び理論 電気通信技術の基礎 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の大要 電気通信の初歩 法及びこれに基づく命令 電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令 法及びこれに基づく命令 接続工事の技術及び施工管理 電気通信の基礎 電気工学(電気回路、電子回路、 有線電気通信法及びこれに基づく命令の大要 法及びこれに基づく命令の大要 情報セキュリティの技術 接続工事の技術 ネットワークの技術 電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令 端末設備の技術 電気工学(電気回路) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 有線電気通信法及びこれに基づく命令 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 有線電気通信法及びこれに基づく命令 接続工事の技術及び施工管理 電子回路、 論理回路)の基礎 論理回路)の初歩

DD第二種 DD第一種 電気通信技術の基礎 電気通信技術の基礎 端末設備の接続に関する法規 端末設備の接続のための技術及び理論 端末設備の接続に関する法規 端末設備の接続のための技術及び理論 端末設備の接続に関する法規 端末設備の接続のための技術及び理論 電気通信の基礎 電気通信の基礎 端末設備の技術 情報セキュリティの技術 法及びこれに基づく命令 情報セキュリティの技術 ネットワークの技術 電気工学(電気回路、電子回路、論理回路)の基礎 法及びこれに基づく命令の大要 情報セキュリティの技術 電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 有線電気通信法及びこれに基づく命令 法及びこれに基づく命令 接続工事の技術 ネットワークの技術 電気工学(電気回路、電子回路、論理回路)の基礎 電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 有線電気通信法及びこれに基づく命令 接続工事の技術 端末設備の技術 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の大要 有線電気通信法及びこれに基づく命令の大要 接続工事の技術 総合デジタル通信の技術 端末設備の技術

DD第三種

2 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者、電波法(昭和二十五年法律第百三十一 第九条 [略] 号)第四十一条の規定により無線従事者の免許を受けている者又は建設業法(昭和二十四年法 にのみ合格した者を除く。 管理をいう。以下同じ。)とするものに合格した者(ただし、二級の第一次検定に必要な試験 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十四条に規定する電気通信工事施工 律第百号)第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理 (一定の資格等を有する者に対する試験の免除) (資格者証の交付の申請) 試験科目の試験を免除する。 が試験を受ける場合は、 申請により、別表第三号の区別に従つて | 2 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者又は電波法(昭和二十五年法律第百三十 第九条 [同上] により、別表第三号の区別に従つて、 一号)第四十一条の規定により無線従事者の免許を受けている者が試験を受ける場合は、申請 (一定の資格を有する者に対する試験の免除) (資格者証の交付の申請) (5) (4) (3) (2) AI·DD総合種 端末設備の接続に関する法規 端末設備の接続に関する法規 端末設備の接続のための技術及び理論 端末設備の接続のための技術及び理論 電気通信技術の基礎 電気通信技術の基礎 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の大要 電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令 ネットワークの技術 情報セキュリティの技術 端末設備の技術 電気通信の基礎 法及びこれに基づく命令の大要 情報セキュリティの技術 電気通信の初歩 電気工学(電気回路、 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 有線電気通信法及びこれに基づく命令 法及びこれに基づく命令 トラヒック理論 接続工事の技術 総合デジタル通信の技術 電気工学(電気回路、 有線電気通信法及びこれに基づく命令の大要 接続工事の技術 ネットワークの技術 端末設備の技術 電子回路、論理回路)の基礎 電子回路、論理回路) 試験科目の試験を免除する。 の初歩

グ通信及び第一級デジタル通信の資格者証の交付を受けている者の申請については、この限り 認定を受けた日から三月以内に行わなければならない。ただし、次項に規定する第一級アナロ でない。 資格者証の交付の申請は、試験に合格した日、養成課程を修了した日又は第四章に規定する

者は、総合通信の資格者証の交付を申請することができる。 格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は第四章に規定する認定を受けた 修了し、又は第四章に規定する認定を受け、かつ、第一級デジタル通信の資格者証に関し、資 第一級アナログ通信の資格者証に関し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を 3

(試験員の要件)

第四十五条 法第七十六条の総務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者である こととする。

修めて卒業した者であつて、 旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において電気通信工学に関する学科を つて、試験事務又は端末設備等の接続に係る工事に三年以上従事した経験を有するもの 第一級アナログ通信、 学校教育法による大学(短期大学を除く。 第一級デジタル通信又は総合通信の資格者証の交付を受けた者であ 電気通信技術に関する業務に十年以上従事した経験を有するも 次号において同じ。)若しくは高等専門学校

る教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

総務大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認める者 免除する試験科目 (第8条関係)

ログ通信

ログ通信

タル通信

タル通信

通信

第一級アナ|第二級アナ|第一級デジ|第二級デジ

学校教育法による大学若しくは高等専門学校において電気通信工学に関する学科を担当す

2 資格者証の交付の申請は、試験に合格した日、養成課程を修了した日又は第四章に規定する びDD第一種の資格者証の交付を受けている者の申請については、この限りでない。 認定を受けた日から三月以内に行わなければならない。ただし、次項に規定するAI第一種

及

け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は第四章に規定する認定を受けた者は、 総合種の資格者証の交付を申請することができる 又は第四章に規定する認定を受け、かつ、 AI第一種の資格者証に関し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、 DD第一種の資格者証に関し、資格者証の交付を受 養成課程を修了し、 A I · D

(試験員の要件)

第四十五条

[新設] 試験事務又は端末設備等の接続に係る工事に三年以上従事した経験を有するもの AI第一種工事担任者、 DD第一種工事担任者又はAI・DD総合種工事担任者であつて

[新設]

総務大臣が前号に掲げる者同等の知識及び経験を有するものと認める者

型]表第一号 科目合格している試験科目 免除する試験科目 除する試 免 (第8条関係) 電気通信技術の基礎 Þ 端末設備の接続のための技術及び理論 U 電気通信技術の基礎 端末設備の接続のための技術及び理論 \Box 端末設備の接続のための技術及び理論 端末設備の接続に関す D 電気通信技術の基礎 徭 端末設備の接続のための技術及び理論 D総合種 $AI \cdot D$ 端末設備の接続のための技術及び理論

科目合格している試験科目

免除する試験科目

端末設備の接続のための技術及び理論

端末設備の接続のための技術及び理論

端末設備の接続のための技術及び理論

端末設備の接続のための技術及び理論

端末設備の接続のための技術及び理論 末設備の接続に関する法規

端末設備の接続に関する法規

端末設備の接続に関する法規

端末設備の接続に関する法規

端末設備の接続に関する法規

電気通信技術の基礎

電気通信技術の基礎

電気通信技術の基礎

電気通信技術の基礎

亩	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	影	(%	デ信	級通	1/1	第夕	(%	デ信	級通	7/	第夕	4	ア信	級通	_ <i>J</i>	第口	4	ア信	級通	- <i>J</i>	第口
端末設備の接続に関する 法規	端末設備の接続のための 技術及び理論	電気通信技術の基礎	法規	デ信端末設備の接続に関する	級通技術及び理論	二ル端末設備の接続のための	電気通信技術の基礎	法規	デ信端末設備の接続に関する	級通技術及び理論	- ル端末設備の接続のための	第夕電気通信技術の基礎	法規	ア信端末設備の接続に関する	級通技術及び理論	二グ 端末設備の接続のための	電気通信技術の基礎	法規	ア信端末設備の接続に関する	級通技術及び理論	- グ端末設備の接続のための	第ロ電気通信技術の基礎
		0										0										0
	0)	
0																		()			
		0					0					0					0					0
	0)				()	
0			0))				()				()			
		0										0										0
	0)											
0)													
		0					0					0					0					0
	O	_			С)				()											
0			0))				()				()			
		0										0										
	0																					
		<u> </u>										<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>		L	<u> </u>				<u> </u>

(本)	U ·	• н	≻	<u> </u>	U		U			U		U			U		U			П		⊳			П		⊳		<u> </u>	П	⊳	<u></u>
					種	[1]	徭			種		徭			俥		徭			種	11	徭			種		徭			種	第 一	
	端末設備の接続に関する 法規	端末設備の接続のための 技術及び理論	電気通信技術の基礎	法規	端末設備の接続に関する	技術及び理論	端末設備の接続のための	電気通信技術の基礎	法規	端末設備の接続に関する	技術及び理論	端末設備の接続のための	電気通信技術の基礎	法規	端末設備の接続に関する	技術及び理論	端末設備の接続のための	電気通信技術の基礎	法規	端末設備の接続に関する	技術及び理論	端末設備の接続のための	電気通信技術の基礎	法規	端末設備の接続に関する	技術及び理論	端末設備の接続のための	電気通信技術の基礎	法規	端末設備の接続に関する	端末設備の接続のための 技術及び理論	電気通信技術の基礎
			0										\bigcirc					\bigcirc										0				0
		0																													0	<u> </u>
	0																												С)		<u> </u>
			0										\circ					0										0				0
		0)				0	
	0																							$\overline{}$					С)		
			0					0					0					\circ					0					0				0
		0))				0	\Box
	0			С)					$\overline{}$)))				С)		
			0										\circ					0										0				0
		0)															
	0)																	
			0										0					0										0				0
		0))															
	0))																	
			0					0					0					0					0					0				0
		0				()				())															T
				С)))))				С)		T
			0	Ť									0					0										0	Ť			0
		0	Ť										-					-														Ť
			T																													T

[注1 略]

- 2 <u>第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信</u>の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者については、<u>総合通信</u>の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとし、<u>第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信</u>の「端末設備の接続に関する法規」に合格している者については、<u>総合通信</u>の「端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。
- 3 第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者が別表第四号の規定により<u>第一級デジタル通信</u>の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される場合及び<u>第一級デジタル通信</u>の「端末設備の接続のための技術及び理論」を格している者が別表第四号の規定により第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される場合には、それぞれ<u>総合通信</u>の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。
- 4 第一級アナログ通信の資格者証の交付を受けている者が第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合及び第一級デジタル通信の資格者証の交付を受けている者が第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。
 5 第一級アナログ通信又は工事担任者規則の一部を改正する省令(平成 17 年総務省令第78 号)附則第2条第1項の規定により、なおその効力を有するものとされるアナログ第一

<u>有するものとされるデジタル第一種の資格者証の交付を受けている者が第一級アナログ通</u>

<u>種の資格者証の交付を受けている者が第一級デジタル通信の</u>「端末設備の接続に関する法 規」に合格している場合及び<u>第一級デジタル通信又は同項の規定により、なおその効力を</u>

<u>信</u>の「端末設備の接続に関する法規」に合格している場合には、それぞれ<u>総合通信</u>の「端

末設備の接続に関する法規」を免除することとする。

[注1 同左]

- $A 1 第一種及び DD 第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者については、<math>A I \cdot DD$ 総合種の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとし、 $A I 第一種及び DD 第一種の「端末設備の接続に関する法規」に合格している者については、<math>A I \cdot DD$ 総合種の「端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。
- A1第一種の資格者証の交付を受けている者がDD第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合及びDD第一種の資格者証の交付を受けている者がA1第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合には、それぞれA1・DD総合種の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。
- アナログ第一種又はAI第一種の資格者証の交付を受けている者がDD第一種の「端末設備の接続に関する法規」に合格している場合及び $\underline{\mathcal{T}}$ ジタル第一種又はDD第一種の資格者証の交付を受けている者が \underline{A} I第一種の「端末設備の接続に関する法規」に合格している場合には、それぞれ \underline{A} I・ \underline{D} D総合種の「端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。

資格等	かる者が有する	! 		【注 別表第三	第二系									第一第	第二									第一総	証の種類	补 拿
	無線従事者資格	電気通信主任技術者資格	X	略」 号 免除す	.級デジタル通信									級デジタル通信	級アナログ通信									級アナログ通信	重類	や年が単二 プスな数地
第三級総合無線通信士	第一級総合無線通信士第二級総合無線通信士第二級総合無線通信士第一級海上無線通信士第一級海上無線通信士第二級海上無線通信士第二級海上無線技術士第一級陸上無線技術士第二級陸上無線技術士	者資格	別	る試験科目(第9条関係)	第二級アナログ通信							総合通信	第二級アナログ通信	第一級アナログ通信	第二級デジタル通信							総合通信	第二級デジタル通信	第一級デジタル通信	受験する種別	-
電 気 通 信 技 術 の 基 礎 (第二級アナログ通信又は第二級デジル通信又は第二級デジル	電 気 通 信 技	電 気 通 信 技 端末設備の接続	免除す		0				0				0	0	0				0				0	0	電気通信技術の基礎	免除する試験科目
(術 の 基 礎 信又は第二級デジタ する場合に限る。)	新の	: 術 の 基 礎 :に関する法規	試験		0								0		0								0		端末設備の接続に関 する法規	試験科目
9 海 疮	本が、本名が、本名が、本名が、本名が、本名が、本名が、本名が、本名が、本名が、本	電気通信主任	\bowtie	【注 同左】 別表第三号 免除する試験	無					DD第二種				DD第一種	AI第三種					AI第二種				A I 第一種		
第三級総合無線通信士	第一級総合無線通信士第二級総合無線通信士第二級総合無線通信士第一級海上無線通信士第二級海上無線通信士第二級海上無線技術士第一級陸上無線技術士第二級陸上無線技術士	技術者資格	別	る試験科目(第9条関係)	AI第三種	AI・DD総合種	DD第一種	AI第三種	AI第二種	AI第一種	AI・DD総合種	AI第三種	AI第二種	AI第一種	DD第三種	AI・DD総合種	DD第三種	DD第二種	DD第一種	AI第一種	AI・DD総合種	DD第三種	DD第二種	DD第一種	受験する種別	**
電 気 通 信 技 (A I 第三種又はDD 験する場合に限る。)	電 気 通 信 扌	電 気 通 信 j 端末設備の接約	免 除 す る		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	電気通信技術の基礎	免除する試験科目
技 術 の 基 礎 D第三種の試験を受)	技術の基礎	電 気 通 信 技 術 の 基 礎 端末設備の接続に関する法規	試 驗 科 目		0			0				0			0		0					0			端末設備の接続に関 する法規	試験科目

別表第四号 免除する試験科目 第一級アナログ通信 ログ通信 受験する 種別 連設業法第 27 条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者(ただし、二級の第一次検定に必要な試験にのみ合格した者を除く。) 二級アナ 端末設備等を接続するための工事に1年以上アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(電気通信回線の数が 51 以上のものに限る。)又は総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事(総合デジタル通信回線の数が毎秒64キロビット換算で51以上のものに限数が毎秒64キロビット換算で51以上のものに限 アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するため の工事<u>又は</u>総合デジタル通信用設備に端末設備等 を接続するための工事に2年以上 る。) に3年以上(注2) 端末設備等を接続するための工事に2年以上 嶣 (第 10 条関係) 嵡 箈 顋 畾 鬞 電気通信 術の基礎 涶 電気通信技端末設備の 所の基礎 接続のため の技術及び (注1) 1 0 С 免除する試験科目 技 徭 理論 9 0 0 葉 盤 别表第四号

アナログ の工事 <u>及</u> を接続す	A I 第三種 [同左	に3年以上	対抗が	。)及	の工事	アナロ	端末設	AI第二種 端末設	る。)	数が毎	を接続	ర.)	の工事	アナロ	端末設	A I 第一種 端末設	種別	承験する
アナログ伝送路設備に端末設備等 の工事 <u>及び</u> 総合デジタル通信用設 を接続するための工事に2年以上		以上 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /		。)及び総合デジタル通信・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(電気通信回線の数	グ伝送路設備に端え	端末設備等を接続するための工事に	端末設備等を接続するための工事に	に3年以上	秒 64 キロビット換	するための工事(絆	及び総合デジタルi		グ伝送路設備に端ま	端末設備等を接続するための工事に	端末設備等を接続するための工事に2年以上		*
アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するため の工事 <u>及び</u> 総合デジタル通信用設備に端末設備等 を接続するための工事に2年以上		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	放射 でいろり出手(第ロイイイを回回域と数が無本インタフェースだ2以下のものに限め、)	及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を導するための工事(終令デジタル通信回額の巻	(電気通信回線の数が2以上のものに限る	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するため	5の工事に1年以上	りの工事に2年以上		数が毎秒 64 キロビット換算で 51 以上のものに限	を接続するための工事(総合デジタル通信回線の)及び総合デジタル通信用設備に端末設備等	(電気通信回線の数が 51 以上のものに限	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するため	りの工事に1年以上	りの工事に2年以上		X M
0	0					0	(注1) 〇	0						0	(注1) 〇	0	三八田東	電気通信技術の共産
0						0								0			術	指法設備

免除する試験科目(第10条関係)

平成17年総務省 されるアナログ ととし、当該資 ととし、当該資 2 アナログ伝送 ものに限る。)	注 1 第二卷		第
務省令第78号)附則第2条第1項ログ第三種若しくはデジタル第三ログ第三種若しくはデジタル第三 核資格者証の交付後の実務経歴に 大変資格者証の交付後の実務経歴に 大変音器設備に端末設備等を接続す)又は総合デジタル通信用設備 「出っる期間は、第一級アナログ 「当する期間は、第一級アナログ こめの技術及び理論」の試験科目できる。 「大路設備に端末設備等を接続する送路設備に端末設備等を接続すまりでジタル通信用設備により	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するため の工事(電気通信回線の数が51以上のものに限る 。)又は総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事(総合デジタル通信回線の数が毎秒64キロビット換算で51以上のものに限る。)並びにデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット(主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒1ギガビット)を超えるものに限る。)にそれぞれ3年以上(注4)	[略]	端末設備等を接続するための工事に2年以上 端末設備等を接続するための工事に1年以上 デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するため の工事(接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット(主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒1ギガビット)を超えるものに限る。)に3年以上(注3)
の規定により、なおその効力を有するもの種の資格者証の交付を受けている者に限るまるものとする。 るための工事(電気通信回線の数が2以上で端末設備等を接続するための工事(総合2以上のものに限る。)の実務経歴の期間通信の「電気通信技術の基礎」及び「端末が免除されるに要する実務経歴の期間に通が免除されるに要する実務経歴の期間に通るための工事(接続点におけるデジタル信号を伝送するものを除く。)の実務経歴	一名規則の一部	(注1) 〇	(注1) 〇 (注1) 〇 (注1) 〇
、なおその効力を有するものと、の交付を受けている者に限るころ。 (電気通信回線の数が2以上のを接続するための工事(総合デに限る。)の実務経歴の期間の通信技術の基礎」及び「端末設に要する実務経歴の期間に通算に要する実務経歴の期間に通算に接続点におけるデジタル信号ネットに接続するための回線にる。)の実務経歴の	○ を改正する省令	0	
July July (★ 1 A J	I·D 合種	DD 第二
新設」 新設 新設 「 新設 「 新設 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	1 第一人の。接が、す人々秒で三条が、また人を移り、	D	歯
吸ることとし、当該資格者証の交付後の実務経歴	ナログ伝送路設備に端末設備等を接続するた工事(電気通信回線の数が51以上のものに限及び総合デジタル通信用設備に端末設備等表するための工事(総合デジタル通信回線の544ロビット換算で51以上のものに限る時がにデジタル伝送路設備に端末設備等を接近びにデジタル伝送路設備に端末設備等を接近がにデジタル伝送路設備に端末設備等を接近がにがかるエ事(接続点におけるデジタル信号もための工事(接続点におけるデジタル信号・1力速度が毎秒100メガビット(主としてイン・ネットに接続するための回線にあつては、14ガビット)を超えるものに限る。)にその3年以上	[同左] [同左]	端末設備等を接続するための工事に2年以上 端末設備等を接続するための工事に1年以上 デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するため の工事(接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット(主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒1ギガビット)を超えるものに限る。)に3年以上 端末設備等を接続するための工事に2年以上 端末設備等を接続するための工事に1年以上 端末設備等を接続するための工事に1年以上 がタル伝送路設備に端末設備等を接続するため の工事(接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に係るもの及び総合デジタル通信用設備により信号を伝送するものを除く。)に3年以上
版 (1 (1 (1 (1 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	ナログ伝送路設備に端末設備等を接続するため 工事(電気通信回線の数が51以上のものに限る 及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を 表するための工事(総合デジタル通信回線の数 表するための工事(総合デジタル通信回線の数 をでいたデジタル伝送路設備に端末設備等を接続 るための工事(接続点におけるデジタル信号の 出力速度が毎秒100メガビット(主としてインーネットに接続するための回線にあつては、毎 1 ギガビット)を超えるものに限る。)にそれ 1 3 年以上	[同左] [同左] [同左]	端末設備等を接続するための工事に2年以上 (注1) (注1) (注7) タル伝送路設備に端末設備等を接続するため (注1) (注2) タル伝送路設備に端末設備等を接続するため (注2) タル (接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒 100 メガビット (主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒1 ギガビット) を超えるものに限る。)に3年以上 (注1) の端末設備等を接続するための工事に2年以上 (注1) の端末設備等を接続するための工事に1年以上 (注1) のブジタル伝送路設備に端末設備等を接続するため の工事 (接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1 ギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に係るもの及び総合デジタル通信用設備により信号を伝送するものを除く。)に3年以上
\$\ \(\tr\ \(\tr\)	ナログ伝送路設備に端末設備等を接続するため 工事(電気通信回線の数が51以上のものに限る 及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を 表するための工事(総合デジタル通信回線の数 再秒64キロビット換算で51以上のものに限る。 並びにデジタル伝送路設備に端末設備等を接続 るための工事(接続点におけるデジタル信号の 出力速度が毎秒100メガビット(主としてイン ーネットに接続するための回線にあつては、毎 1 ギガビット)を超えるものに限る。)にそれ 1 3 年以上	[同左] O (注1) O (注1) O	設備等を接続するための工事に2年以上 設備等を接続するための工事に1年以上 (注1) は

端末設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間 期間の2分の1に相当する期間は、第一級デジタル通信の「電気通信技術の基礎」及び「 に通算<u>することができる</u>。

び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間に通算することができる。 当する期間は、総合通信の「電気通信技術の基礎」及び「端末設備の接続のための技術及 備に端末設備等を接続するための工事(接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒 タル通信回線の数が基本インタフェースで2以上のものに限る。)又はデジタル伝送路設 ジタル通信用設備により信号を伝送するものを除く。)の実務経歴の期間の2分の1に相 ギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に係るもの又は総合デ アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(電気通信回線の数が2以上の 総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事(総合デシ

免除する試験科目は、○印を付したものとする。

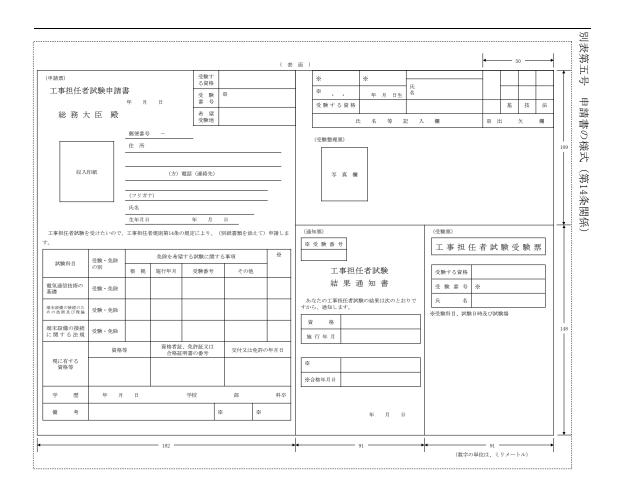
<u>ග</u> の1の期間とする。 の接続のための技術及び理論」を免除される者が第一級デジタル通信の資格者証の交付を 受けている場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免 <u>級アナログ通信</u>の資格者証の交付を受けている場合及び<u>第一級アナログ通信</u>の「端末設備 めの技術及び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間は、それぞれの2分 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者については、 第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される者が第一 「端末設備の接続のた

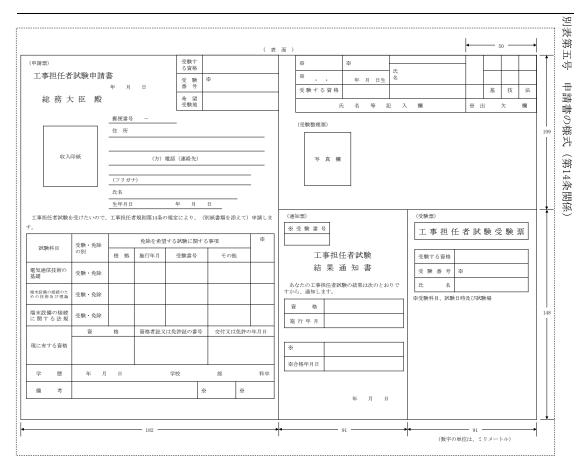
[新設]

ω Ν

[同左]

・DD総合種の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。 DD第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される者がAI第一種の





[裏面略]

[注1・2 略]

3 免除を希望する試験に関する事項の欄は、受験・免除の別の欄で「免除」の文字を○で囲んだ試験科目について、次の表の1の欄の区別に従い、同表の3の欄に掲げる事項又は同表の2の欄若しくは4の欄の【】内の文字を記入すること。

	【下記現有資格等】 建設業法第27条 建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者(ただし、二級の第一次検定にのみ合格した者を除ての多いは、。)は、、別添合格証現有資格等、別添合格証明書の写し】		[資格等]	工事担任者規則 第9条の規定により り免除を受けよう りする場合 (一定 とする場合 (一定 の資格等を有する 者に対する免除)
-!		合格点を得た 試験科目の試 験の施行年月 及び受験番号	【科目合格】	工事担任者規則第8条又は附則第4項の規定により4項の規定により5分除を受けようと免除を受ける場合(科目合格者に対する免除
	4 その他の欄の 1 記 入 事 項	施行年月の欄及 3 び受験番号の欄 の記入事項	2 根拠の欄の 2 記 入 事 項	1 区 別

[裏面同左] [注1・2 同左]

ω

[同左]

4		
母に右中ス容枚 第の 描け	工事担任者規則 第11条の規定により免除を受けようり免除を受けよう り免除を受けよう とする場合(認定 学校等における認 定に係る教育課程 修了者に対する免 除)	工事担任者規則 第10条の規定によ り免除を受けよう とする場合(実務 経歴を有する者に 対する免除)
大型时间 上間	【認定学校】	【実務経歴】
雷气涌信士杆扶術		
雪与油信士年共活者容格者計のな什な母汁とい	【下記学校等、別 添修了証明書】	【別添経歴証明書 工事担任者又は 電気通信主任技術 者資格者証の交付 を受けている者は、 、 下記現有資格等 、 別添経歴証明書
即コーフ		

4 現に有する<u>資格等の</u>欄は、工事担任者、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者、無線従事者<u>若しくは建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を</u>電気通信工事施工管理とするものに合格した者(ただし、二級の第一次検定に必要な試験にのみ合格した者を除く。)が工事担任者規則第9条の規定により試験科目の免除を受けようとする場合又は工事担任者若しくは電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者が同規則第10条の規定により試験科目の免除を受けようとする場合に限り、当該資格等について記入すること。

するものに合格した者(ただし、二級の第一次検定に必要な試験にのみ合格した者を除く。)が工事担任者規則第9条の規定により試験科目の免除を受けようとする場合は、当該検定種目について、同法第27条第5項の規定により交付された合格証明書の写しを添付すること。

「学歴の欄は、認定学校等における認定に係る教育課程修了者が工事担任者規則第11条の規定により試験科目の免除を受けようとする場合に限り、当該学校等について記入するこ

Z 受験整理票に<u>貼る</u>写真は、申請前<u>6月</u>以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の 縦 <u>30 ミリメートル、横 24 ミリメートルのものであること。</u>

第11条の規定により免除を受けようとする場合(認うとする場合(認定学校等における認定に係る教育課程修了者に対する	第10条の規定により免除を受けようとする場合(実うとする場合(実務経歴を有する者に対する免除)
[認定学校]	【実務経歴】
【下記学校等 、別添修了 証明書】	【別添経歴記明書】 工事担任者又 は電気通信主任 技術者資格者記 の交付を受けて いる者は、 【下記現有資 格、別添経 歴記明書】

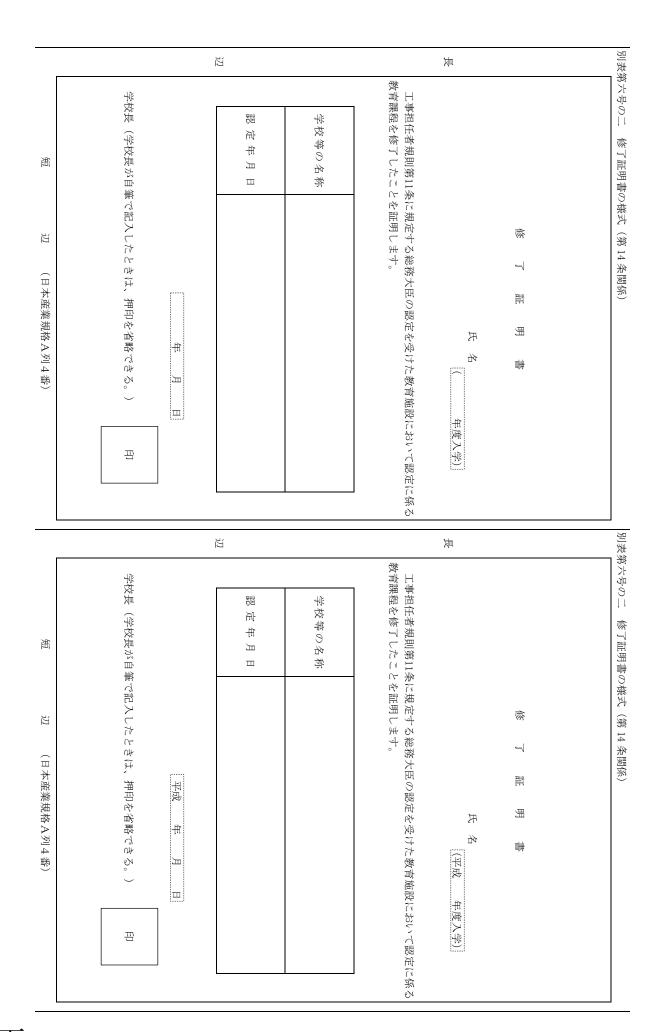
現に有する資格の欄は、工事担任者、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者<u>若しくは無線従事者が第9条の規定により試験科目の免除を受けようとする場合又は工事担任者若しくは電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者が第10条の規定により試験科目の免除を受けようとする場合に限り、当該資格について記入すること。</u>

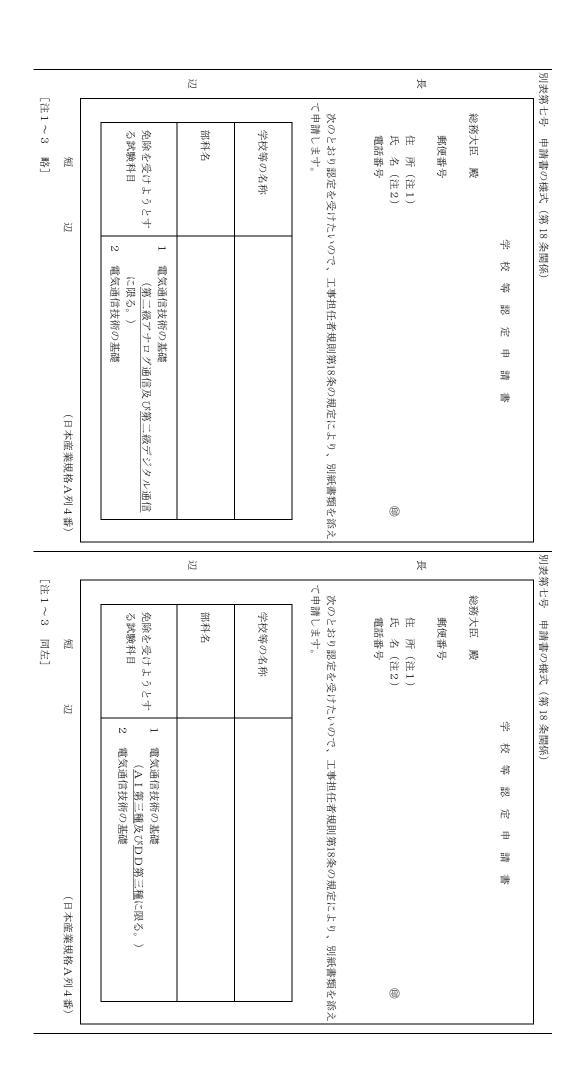
[新設]

 $\underline{5}$ 学歴の欄は、認定学校等における認定に係る教育課程修了者が $\underline{6}$ 11条の規定により試験科目の免除を受けようとする場合に限り、当該学校等について記入すること。

受験整理票に<u>はる</u>写真は、申請前<u>6月間</u>以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦<u>30ミリメートル、横24ミリメートルのものであること。</u>

別表第六号 経歴証明書の様式 (第14条関係) Ŭ Am. [注1~4 略] 谾 豚 上記のとおり相違ないことを証明します。 Пþ 年年 圕 会所 代表者氏名(代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 代表者役職名 社在 従 名地 でまし 日から ᄪ # Ŭ 戡 箈 併 麽 Ш 噩 삠 罡 噩 **#** 従事した接続の工事の内 (日本産業規格A列4番) **(E) (III)** 別表第六号 経歴証明書の様式 (第14条関係) Ŭ 加 [注1~4 同左] 経歴 合 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 上記のとおり相違ないことを証明します。 年年 代表者氏名(代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 代表者役職名 月月 併 氏名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 従 できた 日から Ŭ 戡 谾 併 厗 噩 П Ħ 罡 三三三 **#** 従事した接続の工事の内 (日本産業規格A列4番) **(III)**





	遻
	表第八号
	授業科目及び
**	び授業時間
4	(第 2
Π	25 条関係)
7	り (系)

	授業	科目及	び授業	時間
	電気通信技	気通信技 端末設備の 端末設備の	端末設備の	授業時間の
養成課程の種別	術の基礎	接続のため接続に関す	接続に関す	哈
		の技術及びる法規	る法規	
		理論		
第一級アナログ通信の 100時間以上 200時間以上 50時間以上 350時間以上	工公間組9001	200時間以上	50時間以上	350時間以上
養成課程				
第二級アナログ通信の 50時間以上		50時間以上 25時間以上		125時間以上
養成課程				
第一級デジタル通信の 100時間以上 150時間以上 60時間以上	100時間以上	150時間以上		干/公開41018
養成課程				
第二級デジタル通信の 50時間以上		75時間以上	25時間以上	干竼閶轴051
養成課程				
総合通信の養成課程	100時間以上	100時間以上 300時間以上 65時間以上		465時間以上

_	_																		JE JE
# + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	AI・DD総合種の	程	DD第三種の養成課	程	DD第二種の養成課	程	DD第一種の養成課	程	A I 第三種の養成課	程	AI第二種の養成課	程	AI第一種の養成課			養成課程の種別			別表第八号 授業科目及び授業時間
イニョル	1 0 0	時間以上	5 0	時間以上	100	時間以上	100	時間以上	5 0	時間以上	100	時間以上	1 0 0			術の基礎	電気通信技	授業	
コに配出	008	時間以上	7 5	時間以上	90	時間以上	150	時間以上	5 0	時間以上	100	時間以上	0 0 2	理論	の技術及びる法規	接続のため	端末設備の	科目及	(第 25 条関係)
	6 5	時間以上	2 5	時間以上	4 5	時間以上	60	時間以上	2 5	時間以上	40	時間以上	5 0		る法規	接続に関す	端末設備の	び授業	
4 (2) 間押	465	時間以上	150	時間以上	2 3 5	時間以上	3 1 0	時間以上	1 2 5	時間以上	240	時間以上	3 5 0			아 뿌	授業時間の	時間	

别表第九号 講師が有すべき資格 (第 25 条関係)

7

Ĭ i

端末設備の接続のための技術及

養成 殺グ

び理論

|

電気通信技術の基礎

の種別 養成課程

担当する授業科目

第一級ア ナログ通

ジタル通 第一級デ

総合通信

証の交付

者資格者 主任技術

を受けて

いる者

工事担任者

電気通信

講師が有すべき資格

7

グ通

第二 課程 信の

殺ア

電気通信技術の基礎 端末設備の接続のための技術及

0 0

 \bigcirc

端末設備の接続に関する法規

0

0

00

00

 \bigcirc 0

 \bigcirc

0

0

0

信の

養成

び理論

課程

甜	の養成課		-	課程	種の養成	ブ 眸	R H	3 美一块	J	H H	種の養成	J	H	種の養成	I H	Ŧ.	種の養成	-	¥ H	種の養成	-	養成課程 の種別		
端末設備の接続に関する法規	端末政備の接続のための技術及び理論	電気通信技術の基礎	当个及属的被影响图9 的存死 哪面涵信井纸的井梁	田共2十二字辞の野は十年 日本2	端末設備の接続のための技術及で調整	電気通信技術の基礎	端末設備の接続に関する法規	端末設備の接続のための技術及 び理論	電気通信技術の基礎	担当する授業科目														
)		0			0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	A I 第一種		
)		0			0			0	0	0	0	0	0	0			0	A I 第二種	I	포배
)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0			0			0	D D 第一種	工事担任者	講師が有すべき資格
)	0	0	0	0	0			0	0		0			0			0	D D 第二種	者	すべき賞
0	0	C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	A I · D D		香格
0						0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	生権を指令の対対を対しては必要の受力を対対を対しては必要のである。	電気通信	

能

殺デ

電気通信技術の基礎

0

0

0

0 0

 \bigcirc

0 0

0

 \bigcirc

端末設備の接続に関する法規

ジタル通

端末設備の接続のための技術及

課程 信の 第ジータ

ル通

端末設備の接続のための技術及

殺デ

電気通信技術の基礎 端末設備の接続に関する法規

0 0

0 0

0

0 0

0

養成

び理論

信の課程

養成

び理論

9

誤

蕊 △□ 養

電気通信技術の基礎 端末設備の接続のための技術及

端末設備の接続に関する法規

0

0

 \bigcirc 0 0

00

0 0

 \bigcirc

0

0

端末設備の接続に関する法規

通成

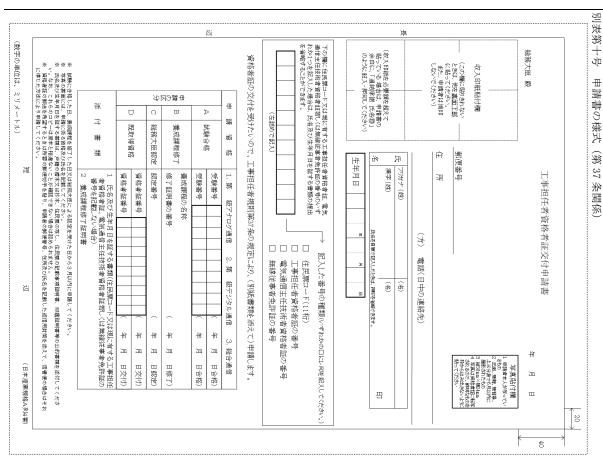
别表第九号 講師が有すべき資格 (第 25 条関係)

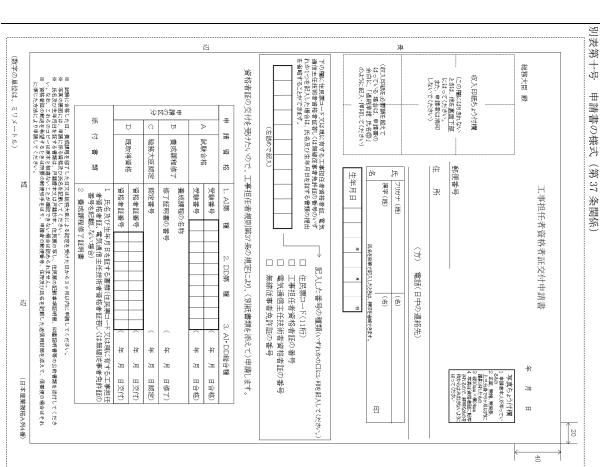
[注1 略]

2 総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」及び「端末設備の接続に関する法規」の授業科目については、<u>第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信</u>の資格を有する者も担当できることとする。

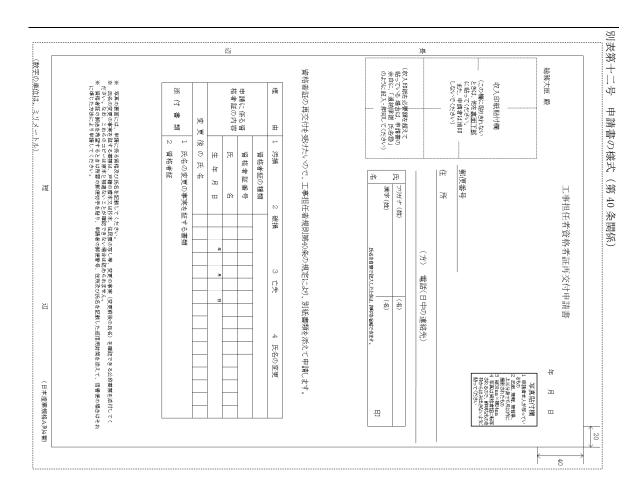
[注1 同左]

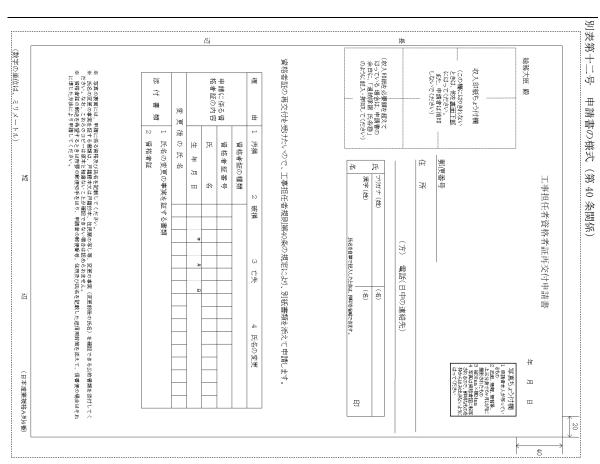
2 $AI \cdot DD$ 総合種の「端末設備の接続のための技術及び理論」及び「端末設備の接続に関する法規」の授業科目については、AI第一種及びDD第一種の資格を有する者も担当できることとする。





- 注1 生年月日は、次により記載すること。 4 既取得資格の欄は、申請資格が総合通信である場合に限り、既に取得している資格者証 [5 點] [2・3 略] の番号を記入すること。 (1) 年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRと記入すること。 [(2) 略] [5 同左] [2・3 同左]
- 注 1 [同左] (1) 年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成は<u>H</u>と記入すること。 [(2) 同左] 4 既取得資格の欄は、申請資格が総合種である場合に限り、既に取得している資格者証の 番号を記入すること。





備考 表中の []の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	[3・4 略]	[口 略]	イ 年号は、明治は M 、大正は T 、昭和は S 、平成は H 、令和は R と記入すること。	(3) 生年月日は、次により記載すること。	[(1)・(2) 略]	2 申請に係る資格者証の内容の欄は、次により記載すること。	[注 1 略]
任記である。	[3・4 同左]	[ロ 同左]	イ 年号は、明治は M 、大正は T 、昭和は S 、平成は \overline{H} と記入すること。	(3) [同左]	[(1)・(2) 同左]	2 申請書に係る資格者証の内容の欄は、次により記載すること。	[注1 同左]

(無線従事者規則の一部改正)

第三条 無線 従事 者 規 則 平 成二 年郵政省令第十八号)の一 部を 次 のように改正する。

る規定の傍線を付した部分のように改める。

次 の

表

によ

り、

改

Ē

前

欄

に掲げ

る

規定

 \mathcal{O}

傍線

を付

した部分をこれ

に順次対

応する改

正後欄

に掲

げ

=										別	
備考 表中の []の記載は注記であ	一種、デジタルにより	一頁の見定こより、ようそりびに工事担任者規則の一部を	第十八項の規定により、な	注 電気通信主任技術者規則等の	,	バ総合 <u>制言</u> こ及る。ノ (注) 通信、第一級デジタル通信及	ルア	[略]	者証の種類受験者が現に受けている資格	表第三号 (第八条第三項関係)	
める。	第二種及びアナログ・デジタル総合種を含む。	めたを育けるようの改正する省令(平	す	一部を改正する省令([略]		受験する資格		改正後
	フナ	るアナコブ第一重、年総務省令第七十八	のとされるAI第二種及び	(令和二年総務省令第八十五号) 附則			[略]		免除する科目		
	和	重条 ジャ	項	第注	に質限に	育 I 第 第	工事	同	者証の発	別表第三	
		タル第一	の規定により	工事担任者	【限る。) (注)	重及バAD	担任者(E	種か	一号(第	
		種、デジタル第二	り、た	規則の	I I 終	-	第一種		類に受けている資格	八条第三項関係)	
		デジ	り、た	規則の	I I 終) 一 種 ※	第一種		受けている資格 受験する資格	条第三項関係)	īE
		デジ	η,	規則の	I I 終) 一 種 ※	第一種、A		受験する資	条第三項関係)	改正前

附 則

施 行 期 日

第 条 \mathcal{O} 省 令 は 令 和 三 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る。 た だ 第 条 第 表 に 係 る 改 正 規 定 に 限

る \mathcal{O} 規 定 は 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 施 行 す る

電 気 通 信 主 任 技 術 者 試 験 \mathcal{O} 免 除 等 に 関 す る 経 過 措

置

第 12 \mathcal{O} 総 お 5 لح 月 目 条 限 事 そ 第 \mathcal{O} 務 \mathcal{O} 1 1 十三 翌 情 7 れ う り 大 試 ぞ 行 $\sum_{}$ を 臣 月 験 考 条 j 試 \mathcal{O} れ \mathcal{O} \mathcal{O} が ŧ 験 \mathcal{L} 第 省 初 慮 天 行 ま + 令 \mathcal{O} 災 わ 科 で \mathcal{O} \Diamond L لح そ 目 省 か 7 れ \mathcal{O} 条 \mathcal{O} す 5 た 規 令 別 \mathcal{O} 施 \mathcal{O} か る 試 に 起 定 5 行 に 他 月 算 告 験 に ょ 第 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 캪 ょ る + 際 L 示 非 \mathcal{O} \equiv て三 常 月 免 ŋ 改 現 L 除 試 に 7 事 条 \mathcal{O} 正 年 指 態 初 験 $\sum_{}$ は 後 ま を 定 8 科 で \mathcal{O} に \mathcal{O} 経 す 省 免 ょ か 目 電 \mathcal{O} る 除 令 5 過 り \mathcal{O} 気 規 者 を 定 起 に L 試 通 電 た 算 受 ょ に 気 験 信 に 後 け 通 L 主 る \mathcal{O} ょ 0 よう て三 12 改 1 信 免 任 り お 主 除 技 正 試 て لح 年 1 は 任 を 術 験 前 す 7 受 技 以 者 科 \mathcal{O} 最 当 内 る け 規 電 術 目 者 る 初 該 者 に 則 気 \mathcal{O} こと に 試 実 が 免 試 通 行 合 以 信 除 験 施 験 わ さ 格 が 主 下 に が \mathcal{O} 点 で 係 行 任 れ れ 免 き る を 新 除 技 る わ る 電 電 得 る 規 を 術 試 れ 者と 受 者 気 気 た 則 験 な 当 け 規 通 通 科 か るこ لح 信 信 該 4 則 目 0 主 た 免 な ** \ 主 \mathcal{O} 任 ک 任 除 す。 う と 以 試 لح 技 技 \mathcal{O} 下 験 に ک 術 そ で 術 係 \mathcal{O} 者 者 行 る 第 き 旧 \mathcal{O} \mathcal{O} 試 試 る 規 他 試 場 + わ 験 験 者 則 験 れ 特 条 合 た 科

别

に

カン

は

2 て、 \mathcal{O} 省 \mathcal{O} 省 令 令 \mathcal{O} 施 \mathcal{O} 行 施 行 \mathcal{O} 際 \mathcal{O} 現 日 12 か 5 旧 規 令 則 和 第 兀 年 三 + 月 九 \equiv 条 第 + 項 日 ま \mathcal{O} で 規 定 \mathcal{O} に 間 ょ に り 終 認 了 定 す を受 る 養 け 成 7 課 程 1 に る 養 0 7 成 課 7 程 は で あ 新 規 0

3 7 7 る \mathcal{O} 者 省 は 令 \mathcal{O} ک 施 行 \mathcal{O} 省 \mathcal{O} 際 令 現 \mathcal{O} 施 に 行 旧 規 \mathcal{O} 則 日 第 に 兀 + 新 規 条 則 \mathcal{O} 第 規 定 兀 + に 条 ょ n \mathcal{O} 電 規 定 気 に 通 信 ょ 主 り 任 電 技 気 術 通 者 信 資 主 任 格 技 者 術 証 者 \mathcal{O} 資 交 付 格 者 を 受 証 け \mathcal{O}

交

付

を

受

け

た

者

کے

4

な

す

則

第

+

九

条

第

項

 \mathcal{O}

認

定

を

受

け

た

養

成

課

程

لح

4

な

す

4 総 لح _ 務 同 大 等 \mathcal{O} 省 臣 以 が 上 令 同 \mathcal{O} \mathcal{O} 施 条 知 第 識 行 及 \mathcal{O} 号 際 び 経 現 か 験 ら に 第 を 旧 三 有 規 号 す 則 ま 第 る で 兀 ŧ に \mathcal{O} 十 لح 掲 七 げ 認 条 る 第 \Diamond 者 7 لح 号 1 同 る \mathcal{O} 等 者 規 は 以 定 上 に \mathcal{O} 新 ょ 知 規 り 総 識 則 第 及 務 び 兀 大 経 十 臣 験 七 が を 条 同 有 第 条 第 す 兀 号 る 号 Ł \mathcal{O} 規 12 \mathcal{O} لح 定 掲 げ 認 12 \otimes ょ る 7 者 1)

工 事 担 任 者 試 験 \mathcal{O} 免 除 等 に 関 す る 経 過 措 置

1

る

者

لح

4

な

す。

第三 た な う 月 条 月 カ \mathcal{O} \mathcal{O} 0 初 꽢 第 た 8 月 か 五 \mathcal{O} لح 5 \mathcal{O} 条 省 そ 初 起 に 令 算 \mathcal{O} \Diamond 規 \mathcal{O} 定 カン 他 施 L 7 特 5 す 行 三 起 别 る \mathcal{O} 算 際 年 試 \mathcal{O} 事 現 L 以 験 て 情 内 12 に 三 ک を お 年 考 総 \mathcal{O} 1 を 省 慮 務 7 大 合 経 L 令 臣 過 て 格 に 别 L が 点 ょ る た 12 天 を 告 災 得 後 改 に そ た 正 示 お L \mathcal{O} 試 前 て 1 他 験 \mathcal{O} 7 指 科 \mathcal{O} 工 定 最 非 事 目 す 常 担 初 \mathcal{O} る 任 に 事 あ 行 者 者 態 る 12 者 わ に 規 ょ が 則 れ 0 当 る 1 り て 該 以 工 工 事 下 事 は 試 担 担 験 任 当 任 \mathcal{O} 旧 者 該 者 行 工 試 試 試 わ 担 験 規 験 験 れ \mathcal{O} が 則 \mathcal{O} た 行 実 行 月 施 わ わ \mathcal{O} لح 컞 日 れ れ 1

科試 目験 免 合科 深 格目 9 9 \subset 対颗 5 B · (女 Ш 徭 電気通信技術の基礎 漸 級信 端末設備の接続のための技術及び理論 端末設備の接続に関する法規 I 第グ 電気通信技術の基礎 二通 級信 端末設備の接続のための技術及び理論 A 端末設備の接続に関する法規 П 第ル 電気通信技術の基礎 渔 級信 端末設備の接続のための技術及び理論| ٧Į (; 端末設備の接続に関する法規 K 第ル 電気通信技術の基礎 二通 級信 端末設備の接続のための技術及び理論 41 <! 端末設備の接続に関する法規 K 慾 電気通信技術の基礎 \Box 闸 端末設備の接続のための技術及び理論 端末設備の接続に関する法規

条 \mathcal{O} に 属 規 す 定 る月まで)にこの す る 試 験 を 受 け 省 る 令 場 に 合 ょ は る 改 申 正 請 後 に ょ \mathcal{O} り、 工 事 担 次 \mathcal{O} 任 者 表 規 \mathcal{O} 則 区 分 以 に 下 従 0 て、 新 工 担 試 験 規 則 科 目 と \mathcal{O} 1 試 う 験 \mathcal{O} 免 除 第 五. を

受

け

ることが

で

き

る

ŧ

 \mathcal{O}

と

す

る

			A 第					種		A 第					種	I	A 第	
端木設偏の接続 に関する法規	び理論	のための技術	端末設備の	基礎	電気通信技術の	関する	設備の	Ç,		端末設備の接	基礎	電気通信技術の	選	設備の	び理論	975	端末設備の	電気通信技術の 基礎
)						0
																\bigcirc		
)				
					\supset							\supset						0
		\bigcirc							\bigcirc							\bigcirc		
0							\supset)				
																		0
))						0
0))				
)						0

			D 第					種		D 第					種	D -	D 第	
端末政備の接続に関する法規	が、単端がある	のための技術	端末設備	基礎	電気通信技術の	に関する法規	未設備の	Ċ,	975	端末設備の接	基礎	電気通信技術の	関する		び理論	のための技術	端末設備の	気通信 礎
											(\supset						0
																		0
0																		
												\supset						0
																\bigcirc		
														\supset				
)							\supset						0
		\bigcirc							\bigcirc							\bigcirc		
0							\supset							\supset				
												\supset						0

	トロ・ロン ジェ・フジ 谷 谷	
未関	端末設備の接続のための技術及び理論	
		\bigcirc
	0	
0		
		0
	\circ	
0		
		0
	\circ	
\circ		
		0
		0
	\bigcirc	
0		

- 注 免 深 4 \mathcal{W} 郹 験 科 Ш 1 \bigcirc 多个个个 \subset 4 \mathcal{C}^{+} 9 \sim 4 \mathcal{N}
- \mathcal{O} \mathcal{C}_{i} 法 徧 闽 共 \Box 9 $\widehat{\parallel} \|$ 緟 \triangleright 接 9 \bigcup 続 徭 徭 4 \triangleright 免 袓 $\widetilde{(1)}$ 種 深 黓 徭 # 櫯 野 9 4 4 及 Cy D 徧 櫯 \mathcal{W} \mathcal{N} 一 a a a 9 法 政 1 # 規」 ζ 接 \bigcup \mathcal{C} 罚 徭 統 徭 \sim 徧 $\widetilde{(1)}$ 4 9 4 叙 9 **渔**、 $\Box \triangleright$ \mathcal{N} 41 接 Æ 裕 0 湾の **(**; \triangleright \subset 技 K ること Н ンル通 徭 ための技術及 舥 及 . び 理 * $\widehat{\operatorname{IIII}}$ 種 $\widetilde{\cap}$ × 及 . 計 \mathcal{C}_{i} Ħ し
 こ
 て 徭 徭 . Ç 4 Ñ 型 級 免 篍 Y 湿 A! 深 4 (; 慾 4 <u>(1)</u> $\Box \triangleright$ \square K \mathcal{W} ル通 $\Box \triangleright$ 涶 Y 1 闽 裕 \sim 1 9 $\widehat{\mathbb{M}}$ \subset $\widehat{\mathbb{M}}$ $rac{1}{2}$ 区 \triangleleft X ti \subset . ح 袓 Ċ, # \bigcup \triangleright \mathcal{N} 徭 罚 \bigcup 華 $\widetilde{(1)}$ 篍 徧 徭 徭 7 9 A 4 菝 櫯 櫯 \forall 統 政 \square 9 Ñ (1) Š Y, 袓 \bigcup 渔 黙 4 # \bigcup 慾 $\widehat{\operatorname{IIII}}$ 熨 徭 政 Ø
- ω 野 徧 H \bigcup A の接 4 徭 \Box 徭 \square 統 篍 Y, <u>(1)</u> 41 種 徭 関する **(**; 0 K 鬞 袓 Ø $\stackrel{\sim}{\smile}$ 批 法 湩 # \subset 規」 引 $\widehat{\text{IIII}}$ \wedge 7 9 徧 \mathbb{H} 舥 9 接 ## 格 級 泔 続 $\overline{}$ 往 Y <u>(1)</u> とこと 茶 黓 4 貧 4 \square 裕 \mathcal{O} Y, 譃 華 法 演 $\Box \triangleright$ 黙 氲 _ J J 9 9 冰 $\widetilde{(1)}$ \vdash 车 総 $\Box \triangleright$ # 世 4 裕 賦 闽 往 \subset 7 $\widehat{\parallel} \square$ 辨 4 5 0 貧 5 裕 \mathcal{N} 一組 Ø 並 琳 # * $\Box \triangleright$:設備 Zž, 9 \bowtie H >> の接 车 YI, \triangleright (; 14 続 舥 K AK A 7 7 $\stackrel{\sim}{\smile}$ 誤 種 徭 of 5 9 \mathcal{O} 緟 \mathcal{W} 法 搖 批 辨 戡 # ZZ \subset

」を免除することとする。

4 裕 裕 徧 * 9 舥 $\overline{}$ 삠 接 4 9 続 叙 公 9 \mathcal{W} J 车 4 4 並 Z $\Box \triangleright$ Pt-П 9 ¥ 赋 V 技 7 渔 徭 総 4 1111 5 0 政 \Box Н 涶 B # 華 型 侕 纑 9 がべ 世 任 (1) * 搖 \triangleright # $\Box \triangleright$ 貧 舥 格 格 擂 琳 \subset 温の 9 櫯 \forall 5 接 9 交付付 続 \mathcal{N} 搖 9 並 4 P) # \Box **KK** Z 野 M 0 7 7 徧 技 9 徭 5 徭 接 纃 及 級 Ø 辨 ζ 9 AI が、 4 型 (; Z 熩 K 0 $\stackrel{\sim}{\smile}$ \bigcup 技 U 漸 4 徭 舥 免 洏 0 深 政 Ç Н 櫯 of 9 # B 盐 爅 (1 描 袓 往 $rac{1}{2}$ 推 # <u>(1)</u> $rac{1}{2}$ 野 4 \Box 鶭

B

- Ω 7 深 徭 描 黙 of 14 \triangleright Ø 浬 免 並 \mathcal{N} 卓 別 深 9 舥 \Box 1 戡 表 N $rac{1}{2}$ 及 7 舥 \mathcal{Z} 櫯 \sim 后 4 9 \mathcal{N} \Box (1) 並 卓 \mathcal{N} \Box ٦ 袓 $\Box \triangleright$ 9 徭 5 # <u>(1)</u> 戡 舥 野 J J 定 種 徧 <u>(1)</u> 叙 9 9 N 11 ٦ Ž 搖 接 (; 5 絝 ψ 徭 # K 75 焽 $\stackrel{\sim}{\smile}$ 9 慾 闽 級 4 徧 9 X Y Ⅲ 4 接 0 渔 9 技術 1 \square 続 搖 9 Y 9 漸 4 及 # 搖 野 \mathcal{C}_{i} X. 氲 # 9 9 型 徧 野 芨 ៕ 9 · 組 徭 接 徧 F7 9 続 # 政 按続 野 ζ 9 徧 型 4 裕 9 9 缱 Z, \subset 4 掖 9 4 . 3 9 7 技 続 $\widetilde{1}$ 9 徭 \mathcal{W} 技統 4 華 裕 区 がが Z Ç \subset の技 辫 型 X 4 ζ 爅 Н 徭 泔 型 \mathcal{N} 纑 政 * 黙 4 Ç 三 なべ 免 炟 型 R 辫 深 ៕ 免 表 N
- 3 げ 旧 る 工 試 担 \mathcal{O} 省 験 規 科 令 則 第 目 \mathcal{O} \mathcal{O} 施 七 試 行 条 第 験 \mathcal{O} 際 を 免 現 号 除 に 及 さ 旧 び れ 第 工 担 五. る 者 号 規 に 則 は 第 掲 当 八 げ 条 該 る 試 試 \mathcal{O} 験 規 験 科 定 科 目 に 目 ょ \mathcal{O} \mathcal{O} 試 試 り 験 旧 験 が 工 を 行 免 担 うこ 除 規 さ 則 と 第 れ が る 七 条 で 期 第 間 き る に 号 ŧ お 又 1 \mathcal{O} て は کے 第 す 申 五. 請 号 に に ょ 掲

2

総

務

大

臣

又

は

指

定

試

験

機

関

は

 \mathcal{O}

省

令

 \mathcal{O}

施

行

 \mathcal{O}

日

カ

5

起

算

L

て三

年

を

経

過

す

る

日

ま

で

 \mathcal{O}

間

は

り 当 該 試 験 科 目 \mathcal{O} 試 験 が 免 除 さ れ た A Ι 第 種 又 は D D 第 種 \mathcal{O} 試 験 を 受け ること が で き る t \mathcal{O}

لح す る

4 改 カ 第二 5 正 種 起 号 す \mathcal{O} 算 及 省 は る 省 び 令 L 7 第 令 \mathcal{O} 三 五. 施 年 号 平 行 を に 成 種 \mathcal{O} 経 掲 際 + 過 げ 現 試 七 す る に 年 験 る 試 総 旧 日 験 務 工 ま 省 担 科 で 令 規 目 則 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 間 試 七 第 験 + は 九 八 \mathcal{O} 条 号 免 申 か 5 請 除 を 附 第 に 受 ょ 則 十 け 第 Ŋ るこ 条 当 条 ま لح 該 第 で 試 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} で 規 験 項 き 定 科 \mathcal{O} る 規 及 目 者 定 び \mathcal{O} 試 は に 工 事 験 ょ ک 担 が Ŋ 免 任 \mathcal{O} 旧 者 除 省 工 令 担 規 さ 則 れ 規 \mathcal{O} た 施 則 \mathcal{O} 行 第 A 部 Ι \mathcal{O} 七 第 条 を 日

5 十 七 条 \mathcal{O} 省 \mathcal{O} 規 令 定 \mathcal{O} に 施 行 ょ り \mathcal{O} 際 認 定 現 を に 受 旧 け 工 た 担 規 ŧ \mathcal{O} 則 لح 第 + 4 な 七 す。 条 に 基 づ < 認 定 を 受 け 7 1 る 学 校 等 は 新 工 担 規 則

又

D

D

第

 \mathcal{O}

を

受

け

る

ک

لح

が

で

き

る

ŧ

 \mathcal{O}

لح

す

る

第

6 認 に 限 8 り、 7 \mathcal{O} 省 1 当 る 令 該 者 \mathcal{O} は 養 施 成 行 そ 課 \mathcal{O} 際 程 \mathcal{O} 者 現 \mathcal{O} 12 授 が 業 従 旧 事 12 工 す 担 従 規 事 る す 則 ŧ る 第 \mathcal{O} ک لح لح + L が 五. て 現 条 で き に 第 る 認 七 号 定 ŧ を \mathcal{O} \mathcal{O} لح 受 規 す け 定 に る て ょ 1 り る 講 養 成 師 と 課 程 L て が 終 総 務 了 す 大 臣 る ま が 適 で 当 \mathcal{O} 間 لح

7 定 項 あ \mathcal{O} \mathcal{O} 0 効 規 7 \mathcal{O} 力 定 省 を に そ 令 有 ょ \mathcal{O} \mathcal{O} す ŋ 種 施 る 認 別 行 定 t が \mathcal{O} を 際 \mathcal{O} Α とす 受 現 Ι け 第 に る。 て 旧 種 1 工 る 及 担 t CK 規 則 \mathcal{O} D لح 第 D 第 4 な + 七 種 L 以 条 当 外 第 該 \mathcal{O} 養 ŧ 項 成 \mathcal{O} \mathcal{O} 課 12 規 程 定 0 が 1 に 終 て ょ 了 は ŋ す 認 る 定 新 ま を 工 で 受 担 け \mathcal{O} 規 間 則 7 第 に 1 限 る り + 養 七 成 当 課 条 該 第 程 認 で

8

前 項 \mathcal{O} 場 合 12 お 1 て 旧 工 担 規 則 第 + 七 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 認 定 を 受 け て 1 る 養 成 課 程 \mathcal{O} 種

别 が A Ι 第 --- 種 \mathcal{O} t \mathcal{O} は 第 --- 級 T ナ 口 グ 通 信 と、 Α Ι 第 三 種 \mathcal{O} t \mathcal{O} は 第 級 T ナ 口 グ 通 信 <u>ځ</u> D D

合 種 \mathcal{O} £ \mathcal{O} は 総 合 通 信 とす る

第

種

 \mathcal{O}

4

 \mathcal{O}

は

第

級

デ

ジ

タ

ル

涌

信

と、

D

D

第

三

種

 \mathcal{O}

Ł

 \mathcal{O}

は

第

級

デ

ジ

タ

ル

通

信

٢,

Α

Ι

D

D

総

9 \mathcal{O} 省 令 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 前 12 旧 工 担 規 則 第 + 七 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 認 定 を 受 け 7 1 る 養 成 課 程 Α

月 Ι 第 以 内 に 種 限 及 U り D 旧 D 第 工 担 規 種 則 \mathcal{O} 第 養 三 成 + 課 七 程 条 に 限 第 る 項 \mathcal{O} 規 を 定 修 12 了 基 L づ た 者 き 工 は 事 そ 担 任 \mathcal{O} 者 養 成 資 格 課 者 程 証 を 修 \mathcal{O} 交 了 付 L た \mathcal{O} 申 日 請 か 5 を \equiv す

る ک لح が で き る ŧ \mathcal{O} لح す る な お 当 該 申 請 12 際 L 7 は 新 工 担 規 則 別 表 第 + 号 \mathcal{O} 様 式 に カ カ わ 5

ず な お 従 前 \mathcal{O} 様 式 に ょ る こと が で き る ŧ \mathcal{O} لح す る

10

 \mathcal{O}

に

じ

た

資

格

者

を

す

る

t

 \mathcal{O}

لح

す

験 則 第 総 \equiv 務 種 + 大 類 七 臣 応 条 は 第 第 <u>_</u> 種 項 類 \mathcal{O} 項 規 \mathcal{O} \mathcal{O} 定 規 工 定 事 に 基 12 担 ょ 任 づ 者 き Ŋ 試 工 事 験 科 担 証 任 目 者 \mathcal{O} 交 資 試 格 験 付 者 \mathcal{O} 免 証 除 \mathcal{O} を 交 受 付 け \mathcal{O} る。 申 7 試 請 験 が あ に 合 0 た 格 と L き た 者 は か 合 5 格 新 工 L 担 た 試 規

11 第 三 項 及 び 第 兀 項 \mathcal{O} 規 定 12 ょ る 試 験 に 合 格 L た 者 は 旧 工 担 規 則 第 三 + 七 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ

新 き 工 工 担 事 規 担 任 則 者 别 表 資 第 格 + 者 号 証 \mathcal{O} \mathcal{O} 様 交 式 付 12 \mathcal{O} か 申 か 請 を わ す 5 ず、 る ک لح な が お 従 で 前 き る \mathcal{O} 様 ŧ 式 \mathcal{O} に کے す ょ る。 ることが な お で きる 当 該 ŧ 申 \mathcal{O} 請 と に す 際 る。 て は

12

請

が

あ

0

た

لح

き

は

当

該

申

請

に

係

る

種

類

 \mathcal{O}

工

事

担

任

者

資

格

者

証

を

交

付

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

لح

す

る

程 総 を 修 務 大 了 臣 L た は 者 第 カ 三 5 項 及 旧 工 び 第 担 兀 規 則 項 第 \mathcal{O} \equiv 規 定 + に 七 ょ 条 る 第 試 験 項 \mathcal{O} に 合 規 定 格 に た 基 者 づ き 並 工 び 12 事 第 担 任 九 項 者 資 \mathcal{O} 規 格 定 者 証 に ょ \mathcal{O} る 交 養 付 成 \mathcal{O} 課 申

13 三 Α ک 月 試 Ι 第 以 験 \mathcal{O} 省 内 12 合 に 種 令 格 限 及 \mathcal{O} り、 L CK 施 た D 行 新 日 D \mathcal{O} 第 際 工 現 担 養 規 成 種 に 課 則 \mathcal{O} 旧 第 程 工 工 三 を 事 担 + 修 担 規 任 則 七 了 者 第 条 L 資 三 第 た 日 格 + 者 項 又 七 条 に は 証 基 各 旧 \mathcal{O} 項 づ 工 交 き 担 付 12 規 工 \mathcal{O} 基 事 則 申 づ 第 請 き 担 任 兀 を 工 者 章 除 事 資 に < 担 格 規 任 者 定 者 す 資 証 を る 行 格 \mathcal{O} う 者 認 交 حَ 定 付 証 لح \mathcal{O} を \mathcal{O} 受 申 が 交 で 請 け 付 た き を \mathcal{O} 行 る 申 日 う 者 カ 請 5 は

14 لح ア が ナ で き 口 る グ £ • デ \mathcal{O} لح ジ す タ る ル 総 合 種 \mathcal{O} 資 格 者 証 \mathcal{O} 交 付 を 受 け、 か つ、 第 ___ 級 デ ジ タ ル 通 信 \mathcal{O} 資 格 者 証

L

資

格

者

証

 \mathcal{O}

交

付

を

受

け

試

験

12

合

格

L

養

成

課

程

を

修

了

L

又

は

新

工

担

規

則

第

兀

章

12

規

定

す

る

に

関

該 認 定 申 を 請 受 は け 試 た 者 験 に は 合 総 格 合 L た 通 信 日 \mathcal{O} 資 養 格 成 課 者 程 証 を \mathcal{O} 交 修 付 了 \mathcal{O} L た 申 請 日 又 を 行 は う 新 ک 工 لح 担 規 が で 則 第 き る 几 章 ŧ 12 0 لح 規 す 定 す る る 認 た だ 定 を し 受 当 け

た 日 か 5 三 月 以 内 に 行 わ な け れ ば な 5 な 1 4 \mathcal{O} لح す る

総 務 大 臣 は 前 項 \mathcal{O} 申 請 が あ 0 た と き は 当 該 申 請 に 係 る 種 類 \mathcal{O} 工 事 担 任 者 資 格 者 証 を 交 付 す

るものとする。

15

こ の

従 V > る者が 0 て、 省 試 新 令 工 . (7) 験 担 施 科 行 目 規 の際 則 \mathcal{O} 第 試 五条 験 現に旧工担規則第三十八条の \mathcal{O} 免 除 に 規 定す を受けることができるものとする。 る 試 験を受けようとするときは、 規定により工事担任者資格者証 申 請 に ょ り、 次 0 \mathcal{O} 交付を受けて 表 \bigcirc 区 別 に

I類 担 付第任 を二者 受	一 級 ア ナ ロ グ 顔 す る 種 類	電気通信技術の基礎 端- 法に	法規端末設備の接続に関する試験科目
A I 第二種	第一級アナログ通信	0	
	第一級デジタル通信	0	
	第二級デジタル通信	0	0
	総合通信	0	
DD第二種	第一級アナログ通信	0	
	第二級アナログ通信	0	0
	第一級デジタル通信	0	
	総合通信	0	
アナログ第一種	第一級アナログ通信	0	0

			デジタル第一種		アナログ第三種					アナログ第二種				
第二級デジタル通信	第一級デジタル通信	第二級アナログ通信	第一級アナログ通信	第二級デジタル通信	第二級アナログ通信	総合通信	第二級デジタル通信	第一級デジタル通信	第二級アナログ通信	第一級アナログ通信	総合通信	第二級デジタル通信	第一級デジタル通信	第二級アナログ通信
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0		0	0		0		0		(注2) 〇	0		0

注 総 ア デ デ 2 1 ジ 合 ジ ナ 種 タ タ 口 デジ 免 グ ル ル 除 第 第 す タ \equiv デ ル る ジ 試 種 種 第 験 タ 科 種 ル 又 目 第 第 第 第 第 第 総 第 第 第 第 総 総 は は 合 合 合 第 級 通 通 級 級 級 級 級 通 級 級 級 級 \bigcirc 信 デ デ デ ア 信 デ デ ア 信 T ア T 印 級 ジ ジ ジ ジ ジ ナ ナ ナ ナ ナ デ を タ タ タ タ タ 口 口 口 口 口 ジ 付 グ グ グ ル グ ル ル グ ル ル タ L 通 通 通 通 通 通 通 通 通 通 た ル 信 信 信 信 信 信 信 信 信 信 通 ŧ 信 \mathcal{O} とす \mathcal{O} 工 事 る。 担 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 任 者資格者 証 \mathcal{O} 交付を受けている者に 注 3 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 限

56頁

る。

17

3 ア ナ 口 グ 第 種 又 は 第 --- 級 ア ナ 口 グ 通 信 \mathcal{O} 工 事 担 任 者 資 格 者 証 \mathcal{O} 交 付 を 受 け て 1

る

者

に

限

る

格 者 ک 証 \mathcal{O} 省 \mathcal{O} 交 令 付 \mathcal{O} 施 を 受 行 け \mathcal{O} 際 て 現 1 に る 者 旧 は 工 担 $\sum_{}$ 規 則 \mathcal{O} 第 省 令 三 \mathcal{O} + 施 八 行 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 日 に 定 に そ ょ れ り ぞ 次 \mathcal{O} れ 表 新 工 \mathcal{O} 上 担 規 欄 則 に 第 掲 三 げ + る 八 工 条 事 担 \mathcal{O} 規 任 定 者 に 資

ょ り 同 表 \mathcal{O} 下 欄 に 掲 げ る 工 事 担 任 者 資 格 者 証 \mathcal{O} 交 付 を 受 け た 者 لح 4 な す。

総合通信	AI·DD総合種
第二級デジタル通信	DD第三種
第一級デジタル通信	D D 第一種
第二級アナログ通信	A I 第三種
第一級アナログ通信	A I 第一種

ک \mathcal{O} 省 令 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 12 旧 工 担 規 則 第 三 + 八 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 交 付 を 受 け 7 1 る Α Ι 第 種 及 び D

18

合 D 第 に お 種 1 て、 \mathcal{O} 工 事 当 担 該 任 工 事 者 担 資 任 格 者 者 資 証 格 は 者 ک 証 \mathcal{O} \mathcal{O} 交 省 付 令 を \mathcal{O} 受 施 け 行 7 後 に 1 る お 者 1 が 7 行 ŧ 1 ` な お 又 そ は 監 \mathcal{O} 督 効 す 力 ること を 有 す が る で き る \mathcal{O} 場 端

末 設 備 等 \mathcal{O} 接 続 に 係 る 工 事 \mathcal{O} 範 开 に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

19 る 者 ۲ 同 \mathcal{O} 等 省 令 \mathcal{O} 知 \mathcal{O} 識 施 及 行 び \mathcal{O} 際 経 験 現 を に 有 旧 す 工 る 担 t 規 \mathcal{O} 則 لح 第 認 兀 \Diamond + て 五 1 条 る 第 者 は 号 \mathcal{O} 新 規 定 工 担 に ょ 規 則 り 第 総 務 几 + 大 五. 臣 条 が 第 同 兀 条 号 第 \mathcal{O} 号 規 定 に に 掲 ょ げ

り 総 務 大 臣 が 同 条 第 --- 号 か ら第三号ま でに 掲 げ る者 と同 等 以 上 0 知 識 及 び 経験 を有 す る ŧ \mathcal{O} لح 認 め

ている者とみなす。

20

試 \mathcal{O} 事 省 令 \mathcal{O} \mathcal{O} 区 施 行 が \mathcal{O} 際 Α 現 Ι に 電 気 通 \mathcal{O} t 信 事 \mathcal{O} は 業 法 第 七 +匹 口 条 第 グ 信 項 <u>ځ</u> \mathcal{O} 規 定 A に Ι 第三 ょ る 指 種 定 \mathcal{O} を ŧ 受 \mathcal{O} け は て **\ 級 る 者 が 行 口

グ う 通 信 験 と、 務 D D 第 分 種 \mathcal{O} 第 ŧ \mathcal{O} は 種 第 級 デ ジ 第 タ 級 ル 通 ア 信 ナ と、 D 通 D 第三 種 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} は 第二 級 デ ジ 第 タ ル 通 T ナ 信 لح

A Ι D D 総 合 種 \mathcal{O} Ł 0) は 総 合 通 信 と 4 な す。